

木更津市国民保護計画



木更津市

令和元年12月修正

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小に留めるとする市の責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、市国民保護計画を策定する。

1. 市の責務及び計画の位置づけ

(1) 市の責務【法第3条】

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及び県国民保護計画を踏まえ、市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 計画の位置づけ【法第35条】

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 計画に定める事項【法第35条第2項、法第182条第2項】

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2. 計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 緊急対処事態への備えと対処

第5編 復旧等

3. 計画の特色

(1) 策定の基本的な考え方

本計画の策定にあたっては、「国民の保護に関する基本指針」、「県国民保護計画」、「市町村国民保護モデル計画」を参考に、「市地域防災計画」との整合を図った。

(2) 木更津市の実情・特色にあった計画

本市は、千葉港の南に位置し、重要港湾木更津港を擁し、北西部には袖ヶ浦市以北の石油コンビナート地帯、ガス工場、火力発電所などが隣接し、西に東京湾を望み、古くから漁業に利用されている遠浅の海岸線及び陸上自衛隊木更津駐屯地（第1ヘリコプター団）、海上自衛隊航空補給処、航空自衛隊木更津分屯基地が所在している。また、南西部の臨海地区には、隣接の君津市にまたがる敷地を持つ日本製鉄㈱を中心とした製鉄関連企業が立地する京葉臨海南部地区石油コンビナート等があり、木更津港以北の海岸線では、古くから、遠浅の海岸を利用したアサリの養殖や春から夏にかけて潮干狩りや簀立て漁が体験できるほか、冬場の海苔の養殖が地場産業として行われている。

更に、内陸の丘陵に展開するかずさアカデミアパークには、研究開発機能を有した施設が立地している。

また、市の北西海岸部には東京湾アクアラインの着岸地があり、東京湾を挟んだ、神奈川や東京方面から房総半島への南の玄関口で、大規模商業施設が立地しており、市の東部地域には自然豊かな山林が広がり、市原市や君津市とも隣接している。

このように本市は、臨海部、都市部、田園地帯、山間部等多様な地域特性を有していることから、これらに配慮し、計画を策定した。

(3) 大規模テロなどの記述

京葉臨海南部地区石油コンビナート等で大規模テロなどが発生した場合や発生が予測される場合、又は海岸線からの不審者の進入等について、対応するモデルを提示するなど、具体的な記述に努める。

(4) 初動体制の記述

緊急事態等が発生した場合や発生が予測される場合等における初動対応を切れ目のないものとするよう体制の充実を図る。

(5) 避難・救援等の記述

高齢者、障がい者等の要配慮者をはじめとし、市民の避難・救援等についての措置および平素からの備えにおける記述を充実した。

4. 市地域防災計画等との関連

(1) 市地域防災計画との関連

市国民保護計画は、国民保護措置の実施体制、住民の避難や救援の実施に関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めるものである。

これらの一部については、地震等の自然災害発生時などに対処するための「市地域防災計画」の内容との整合性を図り、その記述を参考とした。

なお、国等による事態認定が行われる初動段階においては、原因不明の緊急事態等に対しては、その態様に応じて「市地域防災計画」に基づく対処がなされる場合も想定することとする。

(2) 千葉県石油コンビナート等防災計画との関連

本市南西部の臨海地区には、京葉臨海南部地区石油コンビナートが立地しており、隣接する袖ヶ浦市以北にも京葉臨海地区石油コンビナートが立地していることから、当該コンビナートを対象とした武力攻撃災害や緊急対処事態における災害への対処が必要となる。

これらの災害への対処については、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）の規定が適用されることから、国民保護計画に基づく対処と併せて「千葉県石油コンビナート等防災計画」に基づく対処を行うものとする。

5. 市国民保護計画の見直しと変更

(1) 市国民保護計画の見直しと変更【法第35条第8項】

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続【法第39条第3項】

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本的な方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するにあたり、特に留意すべき事項について、国民保護措置に関する基本方針を以下の通り定める。

(1) 基本的人権の尊重【法第5条】

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続きの下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済【法第6条】

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供【法第8条】

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保【法第3条第4項】

市は、国、県、近隣市並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力【法第4条】

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重【法第7条】

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、公正かつ中立な活動が行われていることなどから、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するものとする。

また、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自立を保障し、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

なお、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法について、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(7) 要配慮者への配慮及び国際人道法の的確な実施【法第9条】

市は、国民保護措置の実施に当たって、要配慮者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適

用される国際人道法の的確な実施を確保する。

なお、外国人への国民保護措置の適用については、憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、本市に滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保【法第22条】

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 地域特性への配慮

本市は、都心から50km圏内にあり、東京湾アクアラインの着岸地でアクアライン連絡道や東関東自動車道館山線、首都圏中央連絡自動車道などの幹線道路の整備、JR内房線の乗り入れ、JR久留里線の始発駅であり、南房総への交通の要衝地である。

一方、南部地区石油コンビナートやかずさアカデミアパークが立地しており、武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害においては、多大な人的被害や生産・経済への二次被害が大きくなることも想定される。

こうしたことから、国民保護措置等の実施に当たっては、これら地域特性に特に配慮する。

第3章 関係機関の処置すべき事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり、関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握する。

※ 国、都道府県、市町村等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みは下記のとおり

国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

1. 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市、県及び指定地方行政機関は、おおむね次に掲げる業務を処理することとされている。

なお、関係機関の連絡先電話番号等は別途整理する。

○ 市

	事務又は業務の大綱
木更津市	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施 8 国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

○ 県

	事務又は業務の大綱
千葉県	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施 9 国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

○ 指定地方行政機関

	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
北関東防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局 千葉財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
横浜税関	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸入物資の通関手続き
関東信越厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供
千葉労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策
関東農政局 千葉地域センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃事態対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局 利根川上流河川事務所 利根川下流河川事務所 江戸川河川事務所 首都国道事務所 千葉国道事務所 千葉港湾事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
関東運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局 成田空港事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象状況の把握及び情報の提供
第三管区海上保安本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

第4章 木更津市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等とそれらを踏まえた留意事項については、以下のとおりとする。

1. 位置・地形

本市は、千葉県のほぼ中央部に位置し、都心から50km圏内にあり、西は東京湾に臨み、東は市原市、北は袖ヶ浦市、南は君津市に隣接し、東西距離は21.98km、南北距離は14.54km、面積は138.95km²で、東西に広く伸びている。

市の西側、市街地のほぼ中央をJR東日本の内房線、東関東自動車道館山線、国道16号及び国道127号が走り、金田西地区では区画整理事業による宅地造成工事が進められている。

更に、金田東地区や中心市街地から東側や南側に広がる住宅地では、区画整理事業による宅地造成工事が完了し、戸建て住宅を中心とした建物の建設が進捗している。

旧木更津地区は、北部から南部にかけて小櫃川、矢那川、烏田川及び畑沢川が形成した沖積平野で、泥層を主とする田園地帯であり、東部から南部にかけては低い丘陵の続く洪積台地からなっており、小櫃川河口部は自然干潟を形成している。

また、旧富来田地区は、二級河川の小櫃川（延長80,800m）が東西に貫流し、その流域は豊かな田園地帯を形成しており、北東部から南西部にかけての山林地帯は、極めて豊かな自然に恵まれている。【図1】

2. 気象

本市における年間平均気温は、摂氏16.6度で、年間を通じて温暖湿潤である。

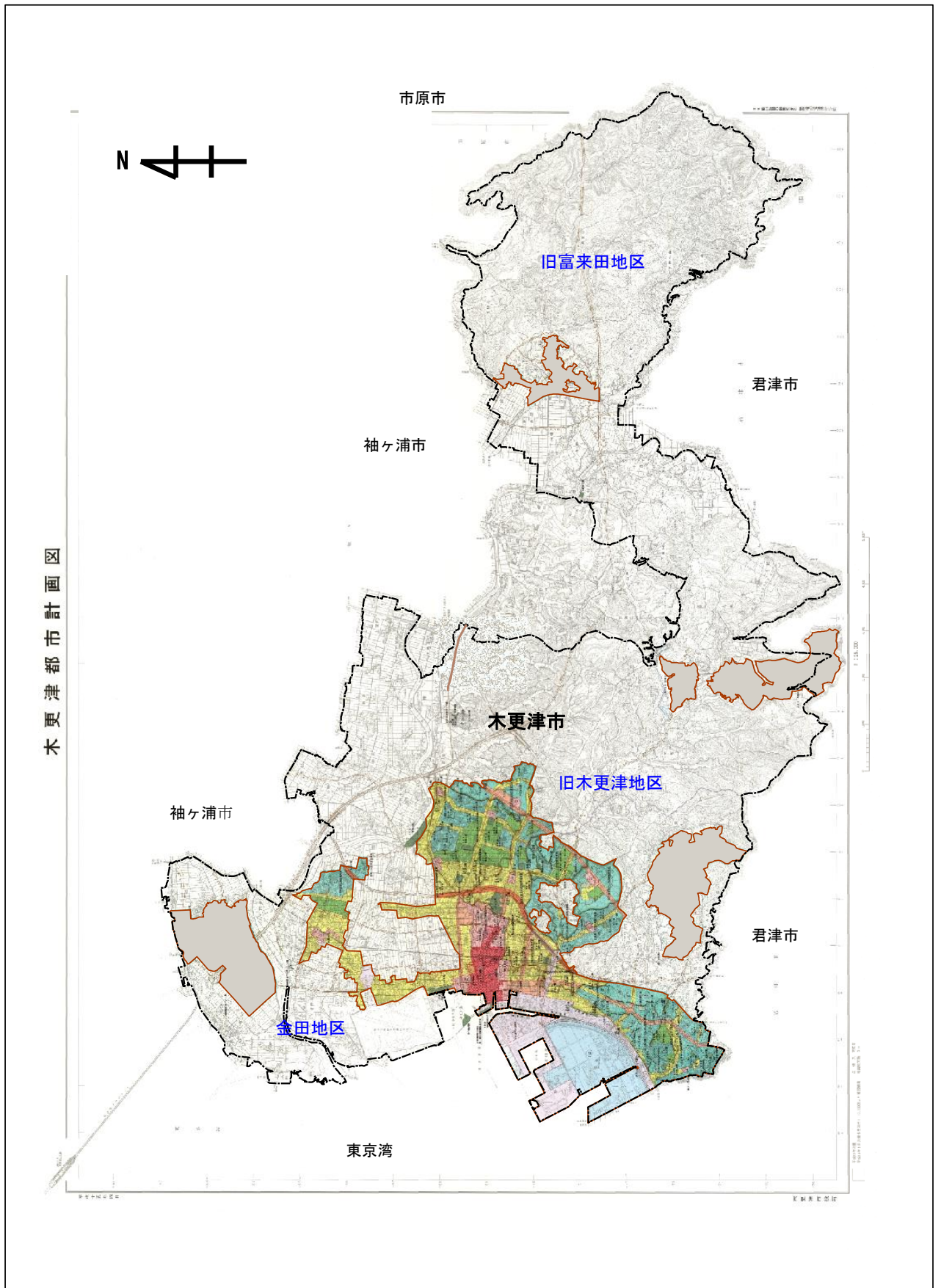
雨量は、ほとんどが梅雨期と台風期における前線や低気圧等による場合に占められており、年間降水量は1,324.5mmである。

年間における最多風向は南南西で、夏の季節風時には南西、冬の季節風時には北ないし北西で、台風接近の際には特に風雨が強く、強風（突風）とともに注意する必要がある。【図2-1】

【図2-1】 本市における降水量・温度の状況（平成30年度）

年	月	測定日数	測定時間	平均値	時間最高値	雨量(mm.) (月)
		日	時間	℃	℃	
2018	4	30	720	16.5	25.9	65.5 (4)
	5	31	744	19.1	28.1	177.5 (5)
	6	30	720	21.8	32.2	198.5 (6)
	7	31	744	27.5	36.1	85.5 (7)
	8	31	744	27.4	36.3	52.5 (8)
	9	30	720	22.6	31.6	371.5 (9)
	10	31	744	18.7	30.3	63.0 (10)
	11	30	720	13.6	22.9	59.5 (11)
2019	12	31	744	8.4	23.0	58.0 (12)
	1	31	744	5.7	14.9	18.5 (1)
	2	28	720	7.0	19.4	57.5 (2)
	3	31	744	10.3	21.9	117.0 (3)
通年		365	8808	16.6	36.3	1,324.5

【図1】 本市の地形等



3. 人口分布

本市の人口は、令和元年6月1日現在135,932人、62,059世帯が在住し、人口密度は978.28人/km²である。

J R木更津駅や巖根駅周辺の住宅地及びマンション等のほか、区画整理事業による宅地造成が完了した請西東・南地区・ほたる野地区・港南台地区・羽鳥野地区等で人口の増加がみられる。

すでに区画整理事業や宅地開発による街づくりがされている高柳地区（高柳1～4丁目）・請西・真舟地区（真舟1～5丁目・請西1～4丁目）・太田地区（太田1～4丁目・東太田1～4丁目）・清見台地区（清見台1～3丁目・清見台東1～3丁目・清見台南1～5丁目）・祇園地区（祇園1～4丁目）・畑沢地区（畑沢1～4丁目・畑沢南1～6丁目）・大久保地区（大久保1～6丁目）・八幡台地区（八幡台1～7丁目）等に人口の集中が見られる。

市の中心市街地は、マンション建設が進んではいないものの極端な人口集中は見られない。

また、年齢構成別分布をみると、45～49歳の構成が最も総人口に占める割合が高くなっている。【図3-1・図3-2】

【図3-1】 年齢構成別人口集計表 （令和元年6月1日現在）

年 齢 別 人 口 構 成

年 齢	男	女	合 計	割 合
0～4	2,777	2,623	5,400	3.99%
5～9	3,107	2,946	6,053	4.47%
10～14	3,114	3,041	6,155	4.55%
15～19	3,262	3,108	6,470	4.78%
20～24	3,521	3,071	6,592	4.87%
25～29	3,489	3,083	6,572	4.85%
30～34	4,090	3,664	7,754	5.73%
35～39	4,473	4,034	8,507	6.28%
40～44	5,281	4,648	9,929	7.33%
45～49	5,932	5,296	11,228	8.29%
50～54	4,463	3,956	8,419	6.22%
55～59	3,866	3,588	7,454	5.51%
60～64	3,908	3,650	7,558	5.58%
65～69	4,660	4,826	9,486	7.01%
70～74	4,365	5,126	9,491	7.01%
75～79	4,002	4,302	8,304	6.13%
80～84	2,232	2,889	5,121	3.78%
85～89	1,173	1,935	3,108	2.30%
90～94	376	998	1,374	1.01%
95～99	60	292	352	0.26%
100～	6	59	65	0.05%
合 計	68,257	67,135	135,392	

(単位:人)

【図3-2】 本市の人口分布（町丁目別・男女別）

町名別(男女別)人口集計表（令和元年6月1日現在）

単位：戸・人

町名	世帯数	男	女	計	町名	世帯数	男	女	計
新田1～3丁目	598	558	561	1,119	清川1～2丁目	1,079	1,130	1,226	2,356
富士見1～3丁目	292	270	268	538	椿	68	85	84	169
中央1～3丁目	921	831	899	1,730	笹子	160	187	189	376
新宿	242	237	197	434	日の出町	380	307	372	679
吾妻	610	693	388	1,081	犬成	82	108	103	211
吾妻1～2丁目	402	406	430	836	中尾	105	91	91	182
朝日1～3丁目	1,038	987	852	1,839	伊豆島	85	109	117	226
木更津	97	135	122	257	ほたる野1～4丁目	1,437	1,979	2,010	3,989
木更津1～3丁目	686	628	620	1,248	岩根1～4丁目	893	855	830	1,685
東中央1～3丁目	559	534	553	1,087	高砂1～3丁目	945	966	871	1,837
大和1～3丁目	478	465	499	964	本郷1～3丁目	798	956	890	1,846
文京1～6丁目	932	918	941	1,859	高柳1～4丁目	1,312	1,321	1,432	2,753
貝淵1～4丁目	1,246	1,389	1,245	2,634	若葉町	229	259	280	539
潮見1～9丁目	131	132	64	196	高柳	774	915	835	1,750
幸町1～3丁目	446	437	445	882	万石	533	551	532	1,083
桜町1～2丁目	244	256	225	481	久津間	553	608	622	1,230
桜井	683	693	729	1,422	江川	1,203	1,333	1,221	2,554
桜井新町1～5丁目	987	949	857	1,806	中里	213	241	245	486
請西	623	697	690	1,387	中里1～2丁目	494	498	466	964
請西1～4丁目	1,447	1,511	1,455	2,966	西岩根	215	220	217	437
真舟1～5丁目	2,002	2,084	2,155	4,239	矢那	968	1,089	1,025	2,114
東太田1～4丁目	1,399	1,469	1,415	2,884	草敷	61	79	71	150
太田	0	0	0	0	かずさ鎌足2丁目	8	7	1	8
太田1～4丁目	1,076	1,078	1,112	2,190	中島	647	723	744	1,467
中の島	0	0	0	0	瓜倉	281	320	361	681
潮浜1～2丁目	127	128	1	129	畔戸	188	221	217	438
木材港	4	4	-	4	牛込	221	235	246	481
築地	0	0	0	0	中野	148	223	244	467
請西東1～8丁目	1,934	2,661	2,631	5,292	北浜町	1	1	0	1
請西南1～5丁目	1,888	2,450	2,369	4,819	金田東1～5丁目	1,332	1,412	1,280	2,692
千束台1～2丁目	65	91	98	189	上望陀	54	85	81	166
畑沢	203	211	226	437	下望陀	71	116	115	231
畑沢1～4丁目	1,671	1,819	1,579	3,398	有吉	109	169	161	330
畑沢南1～6丁目	2,461	2,930	2,855	5,785	大寺	110	177	160	337
港南台1～5丁目	1,461	1,951	1,875	3,826	十日市場	136	235	227	462
小浜	136	161	157	318	井尻	280	281	307	588
大久保	153	141	162	303	曾根	69	90	111	201
大久保1～6丁目	1,907	1,934	1,994	3,928	牛袋野	40	70	73	143

町名	世帯数	男	女	計	牛袋	318	486	466	952
上烏田	111	145	121	266	牛袋	318	486	466	952
八幡台1～7丁目	2,228	2,376	2,527	4,903	大稲	101	114	110	224
中烏田	8	9	11	20	真里	381	407	431	838
下烏田	112	113	137	250	下内橋	106	115	139	254
羽鳥野1～7丁目	1,666	2,410	2,348	4,758	戸国	36	38	44	82
北子安飛地	0	0	0	0	茅野	379	400	422	822
長須賀	1,652	1,667	1,641	3,308	茅野七曲	70	61	66	127
永井作	169	171	154	325	山本七曲	7	9	5	14
永井作1～2丁目	372	377	382	759	真里谷	974	1,106	1,066	2,172
清見台1～3丁目	1,221	1,321	1,385	2,706	田川	63	78	83	161
清見台東1～3丁目	1,819	1,921	2,042	3,963	佐野	33	40	37	77
清見台南1～5丁目	1,787	2,004	1,988	3,992	下郡	473	488	439	927
祇園	329	349	341	690	根岸	37	38	46	84
祇園1～4丁目	1,840	2,011	2,066	4,077	上根岸	54	71	54	125
菅生	165	179	192	371	下宮田	20	29	21	50
					合計	60,059	68,257	67,135	135,392

4. 道路の位置等

国道16号が中心市街地東側を南北に縦断して延び、東京湾アクアライン連絡道下で交差し、袖ヶ浦市と繋がっている。また国道16号は請西1丁目地先（桜井交差点）で国道127号に分岐、海岸部が国道16号、中央部が国道127号として南下しながら縦断し、君津市と繋がっている。

東部には国道409号・410号が市原・君津方面に延び、東関東自動車道館山線が市の中央を南北に縦断し、本市と県都とをつなぐ重要な幹線道路となっている。

北部には東京湾アクアライン連絡道があり、東京湾アクアラインを經由して東京・羽田・川崎・横浜と繋がっているほか、東京湾アクアライン連絡道から首都圏中央連絡自動車道が茂原市へ延び、更に成田方面へと整備が進捗するなど、本市は広域交通の要衝となっている。【図4】

5. 鉄道、港湾の位置等

鉄道は、JR内房線が海岸線沿いに千葉方面から館山方面に延びており、木更津駅と巖根駅がある。また、市の東部には木更津から久留里方面にJR久留里線が延び、市域には祇園駅と上総清川駅・東清川駅があり、袖ヶ浦市の一部地域（横田駅・東横田駅）を經由して、馬来田駅・下郡駅がある。

港湾は、木更津港が重要港湾に指定されており、公共岸壁は、吾妻地区と木更津南部地区に分かれ、吾妻地区には物揚場等の係留施設が1,834mあり、木更津南部地区には水深-4m物揚場362m、水深4.5m岸壁（4バース）、水深-5.5m岸壁（4バース）、水深-7.5m岸壁（2バース）及び水深-12.0m岸壁（2バース）がある。【図4】

6. 自衛隊施設

市内吾妻地区から江川・岩根地区には、下記の3自衛隊施設が所在する。

(陸上自衛隊) 木更津駐屯地：第1ヘリコプター団、第4対戦車ヘリコプター隊
 (海上自衛隊) 航空補給処 (航空自衛隊) 木更津分屯基地

7. その他

(1) 石油コンビナート等

本市を含む東京湾沿岸の埋め立て地には、石油コンビナート等災害防止法に基づき、特別防災区域（京葉臨海南部地区）が指定されている。

京葉臨海南部地区は、木更津市及び君津市に位置し、面積11.98km²、総事業所数73社、そのうち3つの特定事業所で形成されており、鉄鋼業主体の工業地区である。

石油：61 千キリットル (0.3%※¹)
 高圧ガス：23 百万Nm³※² (1.01%※¹)
 特定事業所※³数：3 箇所 (内石油と高圧ガスの両方を扱う事業所数：3箇所)
 その他事業所数：71 箇所 (石油を扱う事業所数：22箇所)
 ※平成31年4月1日現在

※1 千葉県石油コンビナート等特別防災区域における割合

※2 Nm³：0℃1気圧における気体の体積を表す単位

※3 特定事業所：石油の貯蔵・取扱量が一定基準以上の事業所などで石油コンビナート等災害防止法の規制を受ける事業所

【図4】 本市の道路・鉄道・港湾の位置等



(2) 本市における人口流動

本市に在住している通勤・通学者のうち37.65% (29,262人) が市外へ、本市に通勤・通学している人の95.29% (24,459人) が県内在住となっている。【表1】

【表1】 本市における通勤・通学流動（平成27年国勢調査）

(流出人口)			(流入人口)		
	人数(人)	割合(%)		人数(人)	割合(%)
総数	77,726	100.00%	総数	25,668	100.00%
木更津市内	48,464	62.35%	県内	24,459	95.29%
総数(市外)	29,262	37.65%	千葉市	1,931	7.52%
千葉市	3,322	4.27%	市原市	3,224	12.56%
市原市	4,152	5.34%	袖ヶ浦市	4,755	18.53%
袖ヶ浦市	4,839	6.23%	君津市	8,073	31.45%
君津市	7,728	9.94%	富津市	3,648	14.21%
富津市	2,252	2.90%	その他の市町村	2,828	11.02%
その他の市町村	1,741	2.24%	県外	1,209	4.71%
東京都	3,722	4.79%	東京都	372	1.45%
神奈川県	910	1.17%	神奈川県	397	1.55%
その他の県	375	0.48%	その他の県	252	0.98%

8. 本市での留意事項

本市の特性から、ゲリラや特殊部隊による攻撃や大規模テロの発生に特に留意して、国民の保護措置を的確に行っていくことが重要である。

ア 隣接する袖ヶ浦市の臨海部において石油化学等のコンビナート地帯や電力施設やガス施設を形成していることから、以下の点に留意すべきである。

- ・石油コンビナートによる災害においては、液化天然ガスやメタンなどの可燃性物質の爆発のほか、一酸化炭素等の有毒ガスの漏洩拡散の可能性がある。（北からの風や西からの風による本市域への影響が懸念される。）
- ・大規模な爆発が発生した場合、爆風、放射熱等の影響は広範囲に及ぶ可能性は少ないが、金田・岩根地区への影響が予想される。
- ・災害に伴い、生産や経済などへの2次災害の影響が大きくなる可能性がある。

イ 通勤・通学、観光客などの交流人口が多いことから、帰宅困難者対策について、以下の点に留意すべきである

- ・「むやみに移動を開始しない」を基本原則とする。
- ・企業等に所属しない人に対しては速やかに帰宅を支援する必要がある。
- ・企業等に所属する人でも本市に留まった後は整然と帰宅させる必要があることから、徒歩帰宅支援及び搬送のための対策を実施する必要がある。

○ 本市に関する関係機関の連絡先

【関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等（自衛隊含む）】

名 称	担当部署	所 在 地	電 話	その他の連絡方法
関東財務局 千葉財務事務所	総務課	千葉市中央区椿森5-6-1	Tel : 043-251-7211	
関東農政局 千葉地域センター	農政推進グループ 食品産業チーム	千葉市稲毛区轟町5-1-4	Tel : 0438-36-5211	
関東運輸局千葉運輸支局	総務企画部門	千葉市美浜区新港198	Tel : 043-242-7336	
関東地方整備局 千葉国道事務所	管理第二課	千葉市稲毛区天台5-27-1	Tel : 043-287-0311	県防災ネット 通話 : 652-721 F a x : 652-722
木更津海上保安署		木更津市新港8-2	Tel : 0438-30-0118	
銚子地方気象台	防災管理グループ	銚子市川口町2-6431	Tel : 0479-23-7705	県防災ネット 通話 : 178-721 F a x : 178-722
木更津郵便局	総務課	木更津市中央2-6-15	Tel : 0438-22-3288	
自衛隊				
陸上自衛隊高射学校（下志津）	高射教導隊企画室	千葉市若葉区若松町902	Tel : 043-422-0221	県防災ネット 通話 : 631-721
陸上自衛隊第一ヘリコプター団（木更津）	第3科	木更津市吾妻地先	Tel : 23-3411 内線203・215	県防災ネット 通話 : 633-721
航空自衛隊 木更津分屯基地	企画課	木更津市岩根1-4-1	Tel : 41-1111 内線 207	県防災ネット 通話 : 638-721
海上自衛隊 木更津航空補給処	計画部 企画課	木更津市江川無番地	Tel : 23-2361 内線 447	
かずさ水道広域連合企業団	総務企画課	木更津市潮見2丁目8番地	Tel : 0438-25-1621 Fax : 0438-25-1624	
	工務1課		Tel : 0438-38-4605 Fax : 0438-25-1627	

※ 県防災ネットは、総務部内にある専用電話のみ使用可能

【関係県機関】

名 称	担当部署	所 在 地	電 話 F A X	その他の連絡方法
防災危機管理部	危機管理課災害対策室	千葉市中央区 市場町1-1	Tel : 043-223-2191 Fax : 043-222-1127	県防災ネット 通話 : 500-7313 Fax : 500-7110
	危機管理課危機管理室		Tel : 043-223-2168 Fax : 043-222-1127	県防災ネット 通話 : 500-7403
県土整備部	河川環境課 防災対策室	千葉市中央区 市場町1-1	Tel : 043-223-3156 Fax : 043-221-1950	県防災ネット 通話 : 500-7345 Fax : 500-7412
健康福祉部	健康福祉 政策課	千葉市中央区 市場町1-1	Tel : 043-223-2674 Fax : 043-222-9023	県防災ネット 通話 : 500-7241 Fax : 500-7259
君津健康福祉センター	総務企画課	木更津市新田 3-4-34	Tel : 22-3743 Fax : 25-4587	県防災ネット 通話 : 533-721 Fax : 533-722
君津土木事務所	総務課	木更津市貝渕 3-13-34	Tel : 25-5131 Fax : 25-0683	県防災ネット 通話 : 510-731 Fax : 510-732

木更津港湾事務所		木更津市貝渕 3-13-34	Tel : 25-5141 Fax : 25-6325	県防災ネット 通話 : 510-736 Fax : 510-737
木更津警察署	警備課	木更津市潮見 2-1-2	Tel : 22-0110 Fax : 23-7328	
君津地域振興事務所	地域振興課	木更津市貝渕 3-13-34	Tel : 23-1111 Fax : 23-7495	県防災ネット 通話 : 510-721 Fax : 510-722

※県防災ネットは、総務課内にある専用電話のみ使用可能

【関係市機関】

名 称	担 当 部 署	所 在 地	電 話 F A X	そ の 他 の 連 絡 方 法
市原市	総務部 危機管理課	市原市国分寺台 中央1-1-1	Tel : 0436-23-9823 Fax : 0436-23-9556	県防災ネット 通話 : 219-721 Fax : 219-722
君津市	総務部 危機管理課	君津市 久保 2-13-1	Tel : 0439-56-1290 Fax : 0439-56-1404	県防災ネット 通話 : 225-721 Fax : 225-722
富津市	総務部 防災安全課	富津市 下飯野2443	Tel : 0439-80-1266 Fax : 0439-80-1350	県防災ネット 通話 : 226-721 Fax : 226-722
袖ヶ浦市	総務部 危機管理課	袖ヶ浦市 坂戸市場 1-1	Tel : 0438-62-2119 Fax : 0438-62-5916	県防災ネット 通話 : 229-721 Fax : 229-722

※県防災ネットは、総務課内にある専用電話のみ使用可能

【その他の機関】

名 称	担 当 部 署	所 在 地	電 話 F A X	そ の 他 の 連 絡 方 法
東日本電信電話(株) 千葉支店	災害対策室	千葉市美浜区中瀬1-6 (NTT幕張ビル8階)	Tel : 043-211-8652	
東京電力パワーグリッド(株) 木更津支社		木更津市貝渕 3-13-40	Tel : 23-3551 Fax : 23-3589	
株NTTドコモ	サービス運営部 災害対策室	東京都千代田区 永田町2-11-1 山王パークタワー35F	Tel : 03-5156-1729 Fax : 03-5511-0314	
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	カスタマサービス部 危機管理室	東京都千代田区 大手町2-3-5 大手町ビル本館6階	Tel : 0570-03-9909 Fax : 0570-03-9910	
KDDI(株)	運用本部 サービスコントロールセン ター サービス運用グループ	新宿区西新宿 2-3-2 KDDIビル	Tel : 03-3347-5538 Fax : 03-3347-7679	
日本赤十字社 千葉県支部	総務課	千葉市中央区 千葉港5-7	Tel : 043-241-7531	
日本放送協会	報道局災害・ 気象センター	東京都渋谷区 神南2-2-1	Tel : 03-3465-1906	

東日本高速道路(株)	管理事業本部 防災・危機管理チーム	東京都千代田区 霞ヶ関3-3-2	Tel : 03-3506-0320 Fax : 03-3506-0343	
東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	総務部 危機管理室	東京都渋谷区 代々木2-2-2	Tel : 03-5334-1311 Fax : 03-5334-1358	
	木更津駅	駅長事務室	木更津市 富士見1-1-1	Tel : 22-3133 Fax : 22-4097
	巖根駅	駅長事務室	木更津市 岩根3-5-1	Tel : 41-2287
	馬来田駅	富来田地区委託 (事務室)	木更津市 真里谷107	Tel : 53-2282
東京ガス(株)千葉支店	総務広報部	千葉市中央区 新千葉1-4-3 WESTRIO千葉フコ ク生命ビル7F	Tel : 043-246-7705 Fax : 043-248-1058	
日本通運(株)千葉支店	総務課	千葉市中央区 今井1-14-22	Tel : 043-226-7600	
社団法人千葉県医師会	総務部	千葉市中央区 千葉港7-1	Tel : 043-242-4271 Fax : 043-246-3142	
社団法人千葉県 歯科医師会	事務局	千葉市美浜区 新港32-17	Tel : 043-241-6471 Fax : 043-248-2977	
社団法人千葉県 薬剤師会	事務局	千葉市中央区 千葉港7-1	Tel : 043-242-3801	
千葉テレビ放送(株)	報道製作局	千葉市中央区 都町1-1-25	Tel : 043-233-6681 Fax : 043-231-4999	
(株)ニッポン放送	編成局報道部	東京都千代田区 有楽町1-9-3	Tel : 03-3287-7622 Fax : 03-3287-7696	
(株)TBSラジオ	総務局	東京都港区 赤坂5-3-6	Tel : 03-5571-2752 Fax : 03-5571-2975	
(株)文化放送	放送事業局 報道スポーツセンター部	東京都港区 浜松町1-31	Tel : 03-5820-1075 Fax : 03-5403-1107	
(株)ベイエフエム	技術部	千葉市中央区中央1-11-1 千葉中央ツインビル	Tel : 043-351-7861 Fax : 043-227-7852	

第5章 市国民保護計画が対象とする事態（対象事態の類型区分）

市国民保護計画においては、以下のとおり、県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1. 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態（4類型）を対象とする。

類 型	特 徴	留 意 点
着上陸侵攻	事前の準備が可能であり、戦闘予想地域からの先行避難が必要	一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲に渡ることを想定
ゲリラや特殊部隊による攻撃	事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることを想定	攻撃当初は屋内に一時避難させ、関係機関が安全措置を講じつつ避難を実施
弾道ミサイル攻撃	発射された段階での攻撃目標の特定は極めて困難で、発射後極めて短時間で着弾	迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要であり、地下又は堅ろうな建物内への避難が中心
航空攻撃	航空機による爆撃であり、攻撃目標の特定が困難	地下又は堅ろうな建物内への避難等を広範囲に指示することが必要

2. 緊急処理事態

分類	類 型	事 態 例
攻撃対象施設等	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 危険物積載船への攻撃
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> 大規模集客施設、駅、バスターミナル等の爆破 列車等の爆破 政治経済活動の中核（市役所、トンネル、電力・通信施設等）に対する攻撃
攻撃手段	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）等の爆発による放射能の拡散 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 水源地に対する放射性物質、毒素等の混入
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

第2編 武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処

第1章 平素からの備え

第1 市における組織・体制の整備等

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部等の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1. 市の各部等における平素の業務【法第41条】

《各部等》

市の各部等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【市の各部等における平素の業務】

部 等 名	平 素 の 業 務
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・市国民保護協議会の運営等の事務に関する事 ・市国民保護計画の見直しに関する事 ・避難施設の指定等に関する事 ・備蓄物資に関する事 ・非常通信体制の整備に関する事 ・国民保護に係る研修及び訓練に関する事 ・特殊標章の交付体制に関する事 ・国民保護に関する各部等間の調整に関する事 ・安否情報及び被災情報の収集体制の整備に関する事 ・警報の通知及び緊急通報の発令に関する事 ・避難場所等の運営体制の整備に関する事 ・その他各部等に属しない武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の鉄道及び路線バスとの連絡調整に関する事 ・災害情報の伝達に関する事 ・その他企画部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
財務部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関係予算その他財政に関する事 ・その他財務部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
市民部	<ul style="list-style-type: none"> ・応急食糧品の調達に関する事 ・衣料、生活必需品等物資の調達に関する事 ・生活物資の避難所への搬送に関する事 ・支援物資の受入、仕分け及び搬送に関する事 ・交通状況の確認調査及び市民への周知に関する事 ・交通関係について、警察署との連絡調整に関する事 ・その他市民部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
健康こども部	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事 ・医療救護（患者の収容・救護所設置）等に関する事 ・その他健康こども部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事

部 等 名	平 素 の 業 務
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 ・ 災害救助に関する事 ・ 行旅死亡人に関する事 ・ 社会福祉協議会との連携に関する事 ・ 日赤千葉県支部との連絡調整に関する事 ・ 災害ボランティアの受け入れに関する事 ・ その他福祉部に関する武力攻撃災害対応体制に整備に関する事
環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境衛生処理に関する事 ・ 廃棄物処理に関する事 ・ その他環境部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
経済部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林業・畜産・水産施設等の災害対応体制の整備に関する事 ・ 商工・観光・市場施設等の災害対応体制の整備に関する事 ・ 港湾に関する事 ・ その他経済部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、橋梁に関する事 ・ 河川に関する事 ・ 公園施設に関する事 ・ 下水道に関する事 ・ 市営住宅に関する事 ・ その他都市整備部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校及び教育施設に関する事 ・ 児童・生徒等の安全、避難に関する事 ・ 文化財の保護に関する事 ・ 学用品の確保、調達に関する事 ・ 避難所の設営管理、避難者の収容計画及び救援物資の配分に関する事 ・ その他教育部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
協力部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃災害時に係る各部の応援に関する事 ・ その他協力部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
消防部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃災害への対処に関する事（救急・救助を含む） ・ 防火水防活動に関する事 ・ 住民の避難誘導に関する事 ・ その他消防部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
富来田 連絡所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁との連絡調整に関する事 ・ 富来田地区の被害対策等に関する事 ・ その他富来田連絡所管内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
<p>※国民保護に関する業務の総括・各部等間の調整、企画立案等については、国民保護担当部課長等の国民保護担当責任者が行う。</p>	

2. 市職員の参集基準

《各部等》

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害等が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期すため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即対応体制の確立

常備消防機関との連携を図りつつ、当直等の強化（民間委託の警備員の当直による速やかな市長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制の強化を含む。）を図るなど、24時間即対応可能であり、かつ初動時において迅速に連絡の取れる体制を整備する。

なお、国民保護担当部課、防災担当部課と消防本部との一体化を含めた連携強化も選択肢として考えられるが、この場合、特に、最終責任者である市長へ迅速に連絡ができ、早急に市の組織をあげて対応できる体制を整備することが必要である。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体制	参集基準
担当課等体制	国民保護担当課職員が参集
緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
市国民保護 対策本部体制	全ての職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

体制	体制の判断基準	
	事態認定前	事態認定後
担当課等体制	全ての部課室等の対応は不要だが、情報収集等の対応は必要	通知なし 全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要
緊急事態連絡室体制	全部課室での対応が必要	全部課室での対応が必要
市国民保護 対策本部体制		通知あり 全部課室での対応が必要

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・電子メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の代替職員を指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）の本部長及び副本部長の代替職員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長、市対策副本部長の代替職員】

(ア) 市対策本部長の代替職員順位	(イ) 市対策副本部長の代替職員順位
第1位 副市長	第1位 教育長
第2位 教育長	第2位 総務部長
第3位 総務部長	第3位 企画部長
第4位 企画部長	第4位 財務部長
第5位 財務部長	第5位 市民部長
第6位 市民部長	第6位 健康子ども部長
第7位 健康子ども部長	第7位 福祉部長
第8位 福祉部長	第8位 環境部長
第9位 環境部長	第9位 経済部長
第10位 経済部長	第10位 都市整備部長

(6) 職員の服務基準

市は、担当課等体制、緊急事態連絡室体制、市対策本部体制の各体制に応じて、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合において、その機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食糧、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保

3. 消防機関の体制

《消防本部》

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取り組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

更に、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4. 国民の権利利益の救済に係る手続き等

《各部等》

(1) 国民の権利利益の迅速な救済【法第6条】

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続き項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

救済手続	左 の 内 容	担当部等
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収容に関する事 (法第81条第2項)	総務部
	特定物資の保管命令に関する事 (法第81条第3項)	総務部
	土地等の使用に関する事 (法第82条)	総務部
損害補償 (法第160条)	応急公用負担に関する事 (法第113条第1項・5項)	総務部
	国民への協力要請によるもの (法70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	総務部
不服申立てに関する事 (法第6条、175条)		総務部
訴訟に関する事 (法第6条、175条)		総務部

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備【法第3条第4項】

≪総務部、企画部、市民部、福祉部、消防本部≫

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1. 基本的な考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的ネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用することにより、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2. 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部等名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、避難、救援の経路や運送手順、方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議【法第35条第5項】

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 警察署との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、通行禁止措置等に関する情報を利用者に積極的に提供できるよう、警察署と必要な連携を図る。

3. 近接市との連携

《総務部、消防本部》

(1) 近接市との連携【法第147条】

市は、近接市の連絡先、担当部等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市相互間の連携を図る。

※参考：【本市が防災に関し締結している自治体】

- 千葉県及び県内市町村
- 神奈川県綾瀬市

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4. 指定公共機関等との連携

《総務部、健康こども部》

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(公財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等【法第147条】

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運搬等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所等における防災対策への取り組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5. ボランティア団体等に対する支援【法第4条第3項】

《総務部、福祉部、消防本部》

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるように配慮する。また、国民保護措置についての訓練の充実を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社千葉県支部、木更津市赤十字奉仕団、社会福祉協議会、その他ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

《総務部、消防本部》

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会*との連携に十分配慮する。

※ 非常通信協議会：電波法第74条第1項に規定される非常の場合の無線通信の円滑な運用を目的とした団体で、非常通信の運用計画の策定や非常通信訓練の実施などを行っている。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、市は、防災行政無線のデジタル化を推進し県に準じた通信体制の整備を図り、通信の確保に努める。

・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、情報の伝達に際し援護を要する又は通常的手段では情報の入手が困難と考えられる要配慮者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。
--

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2. 警報等の伝達に必要な準備【法第47条】

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前説明や周知を図る。この場合において、民生児童委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、要配慮者に対する伝達に配慮する。（その際、民生児童委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系無線[※]の整備を図る。

本市においては、防災行政無線デジタル化に向けての検討・推進及び難聴区域の解消を図るとともに、市ホームページ及びメール配信等のシステムの検討、活用を図るものとする。

※ 同報系無線：市役所と屋外拡声器や各家庭の戸別受信機を結び、地域住民へ災害情報などを伝達するシステム

(3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

(4) 警察署との連携【法第47条第3項】

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察署との協力体制を構築する。

また、必要に応じて木更津海上保安署との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組を推進する。

その際、先進的な事業者の取組をPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3. 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備【法第94条・95条】

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の収集照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報報告書の様式により、原則として、安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）
① 氏名
② 出生の年月日
③ 男女の別
④ 住所
⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
⑦ 居所
⑧ 負傷又は疾病の状況
⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
2 死亡した住民
（上記①～⑥に加えて）⑩ 死亡の日時、場所及び状況 ⑪ 死体の所在

4. 被災情報の収集・報告に必要な準備【法第94条第1項・法第126条・第127条】

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

なお、被災情報の収集・報告については、個人情報保護法及び木更津市個人情報保護条例の規定に基づき被災者の個人情報の取扱いに留意する。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分
木 更 津 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 木更津市（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住屋被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重症	軽症			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡者の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

《各部等》

市職員は、国民（市民）の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があるため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1. 研修

《総務部》

(1) 研修期間における研修の活用

市は、国民保護の見地を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修センター、県防災学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】 <http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】 <http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等における研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防吏員を活用するほか、県、自衛隊、木更津海上保安署等及び警察署の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2. 訓練【法第42条】

《各部等》

(1) 市における訓練の実施

市は、近接市、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察署、木更津海上保安署等及び自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づ

いて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ①市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ②警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ①国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ②国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④市は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤市は、県と連携し、学校、病院、駅、集客施設、集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥市は、警察署と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの構えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1. 避難に関する基本的事項

〈総務部、市民部、福祉部、教育部、消防本部〉

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料一覧】

- 住宅地図
（人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ）
- 区域内の道路網のリスト
（避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路リスト）
- 輸送力のリスト
（鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ）
（道路網やバス網、保有車両数などのデータ）
- 避難施設データベース
（避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
（備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト）
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
（特に、地図や各種のデータ等は、市町村対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい）
- 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先一覧
（代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
- 消防機関のリスト
（消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先）
- 避難行動要支援者名簿

(2) 近接する市等との連携の確保【法第3条第4項】

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、近接する市（君津市、富津市、袖ヶ浦市、市原市）等と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮【法第9条第1項】

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、国の作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」

(平成25年8月)に基づき避難行動要支援者名簿^{※注}を作成し、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部課等を中心とした横断的な要配慮者支援班を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※注【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害における取組として行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である(「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月参照))。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画に定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等の実施に携わる関係者(避難支援等関係者)に提供することが求められている。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、学校や各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2. 避難実施要領のパターンの作成【基本指針第4章第1節4(1)】 《総務部》

市は、関係機関(教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、警察署、木更津海上保安署等、自衛隊等)と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアル等を参考に、季節の別、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3. 救援に関する基本的事項

《総務部、市民部》

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4. 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

《総務部、企画部、都市整備部、経済部》

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運輸事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
 - ① 保有車両等（鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等）の数、定員
 - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など
- 輸送施設に関する情報
 - ① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
 - ② 鉄道（路線名、終始点駅名、線路図、管理者の連絡先など）
 - ③ 港湾（港湾名、係留施設名、水深、延長、管理者の連絡先など）
 - ④ 飛行場（飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など）

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運輸を円滑に行うため、県が保有する当該市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5. 避難施設の指定への協力【法第148条、第184条】

《総務部》

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

参考：千葉県における避難施設の指定上の留意事項

(1) 避難所として学校、公民館、体育館等の屋内施設を指定する。

また、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時的集合場所として公園、広場、駐車場等の屋外施設を指定するよう配慮する。

(2) 爆風等からの直接の被害を軽減するため、コンクリート造等の堅ろうな建築物や地下施設を指定するよう配慮する。

(3) 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞ

れの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。

- (4) 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。
- (5) 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- (6) 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

6. 生活関連等施設の把握等 <<総務部、環境部、経済部、消防本部>>

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全保障の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣官房参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全保障措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁等】

国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省
	8号	毒劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及	厚生労働省

		び安全性の確保等に関する法律)	農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁(主務大臣)
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県国民保護計画に準じた措置を実施する。この場合において、警察署及び木更津海上保安署等との連携を図る。

(3) 石油コンビナート等特別防災区域における備え

本市に隣接する袖ヶ浦市には、面積及び危険物の貯蔵取扱量などで、全国有数の石油コンビナートが所在し、本市から君津市にかけては製鉄所関連の工場が立地する京葉臨海南部地区石油コンビナートが所在しており、共に、特別防災区域に指定されている。

当該施設の重要性にかんがみ、市は、平素の防災体制の活用を図るとともに、県、事業者、警察署、消防機関その他の機関との連携に努めるものとする。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1. 市における備蓄

《総務部、健康こども部、環境部、経済部、消防本部》

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救済に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

(4) 平素からの市民自らの備蓄について

市が備蓄している物資や資材のみでは限界があるため、市は、市民が平素から、自ら備蓄するよう啓発していく。

2. 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

《各部等》

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備、点検等を実施する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

3. 市及び指定地方公共機関での物資・資材の備蓄、整備

市は、県と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

第4章 要配慮者の支援体制の整備

高齢者、障がい者、乳幼児及び外国人といった要配慮者は、武力攻撃事態の際は自ら避難することが困難又は障がいがあるため、要配慮者に対する避難、救援、情報伝達などの体制の整備を図るものとし、その際の留意事項については、以下のとおりとする。

1. 要配慮者に対する配慮

《総務部、市民部、健康こども部、福祉部、消防本部》

市は、要配慮者について、次のとおり配慮するものとする。

- ア 要配慮者の安否確認及び必要な支援の内容の把握
- イ 生活支援のための人材確保
- ウ 要配慮者の実情に応じた情報の提供
- エ 粉ミルクや柔らかい食品など特別な食材を必要とする者に対する当該食品の確保又は提供
- オ 病状あるいは障がいの状況に応じた看護用品や補装具の確保又は提供
- カ 避難施設又は住居への必要な資器材の設置又は配布
- キ 避難施設又は居宅への相談員の巡回による生活状況の確認及び健康相談の実施
- ク 要配慮者について、優先的な避難施設の確保、健康状態等の把握に努め、状況に応じて社会福祉施設等への受入要請の実施

2. 社会福祉施設等における備え

《総務部、福祉部》

社会福祉施設等の管理者は、防災のための施設整備に努めるとともに、夜間も含めた緊急連絡体制及び施設等の職員の役割分担についてあらかじめ定めておくこととされている。

また、施設の職員及び入所者等に対する訓練を実施するなどして武力攻撃災害に関する知識の普及啓発を行うものとされている。

3. 児童・生徒等の避難時の配慮

《総務部、健康こども部、教育部》

学校や幼稚園等の管理者は、児童・生徒、園児等を当該学校等以外に避難させる場合は、教職員が引率して集団で避難させ、その後の状況に応じて保護者への連絡及び引渡しを行うこととするなど、あらかじめ対策を講ずるよう努めるものとされている。

4. 外国人に対しての配慮

《総務部、企画部》

市は、外国語版のパンフレット等を作成することにより、外国人に対して、武力攻撃災害に関する知識の普及啓発を行うものとする。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1. 国民保護措置に関する啓発

《総務部、消防本部》

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組を含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2. 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

《総務部、福祉部、消防本部》

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料(内閣官房作成の武力攻撃やテロなどから身を守るために)などを防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、都道府県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 迅速な初動連絡体制の確立及び初動措置

《総務部、消防本部》

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる、

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

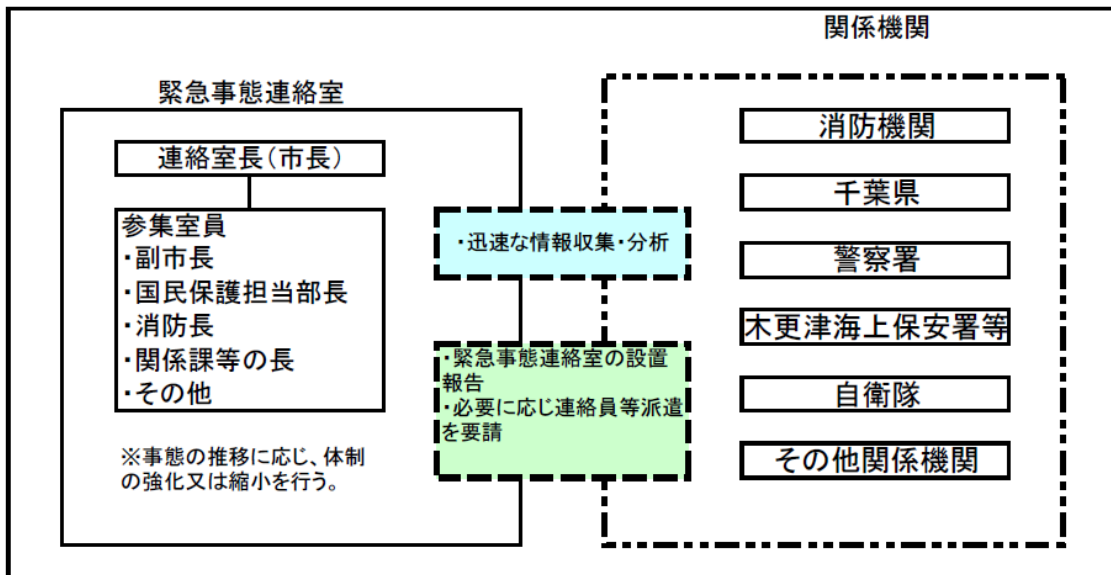
1. 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

《総務部、消防本部》

(1) 緊急事態連絡室の設置

- ① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び警察署に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、市長を室長とし、市対策本部員のうち、副市長、総務部長（国民保護担当部長）など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

【市緊急事態連絡室の構成】



注※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が該当事案発生を把握した場合は直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

② 「緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて該当事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

市は、「緊急事態連絡室」において各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助、救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急処置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設置等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合において、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、避難の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

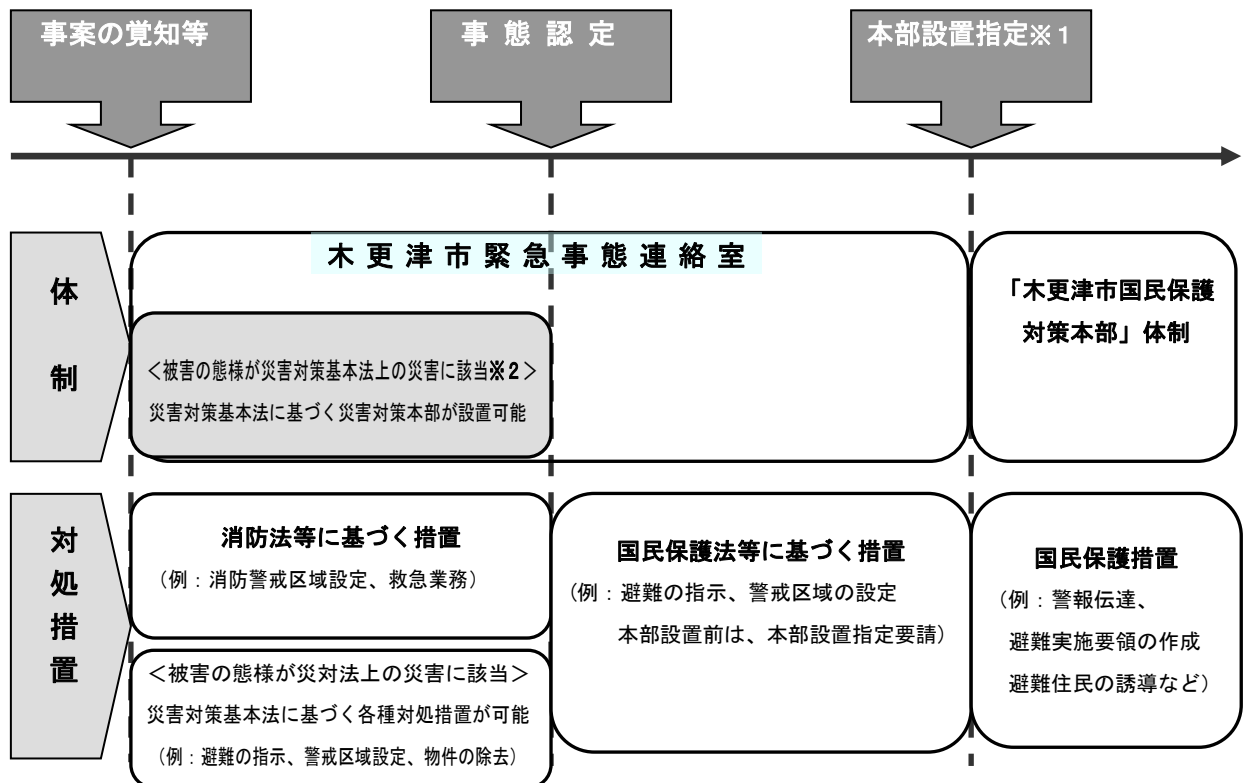
(4) 対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。

注※【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべきの指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部等に対し周知徹底する。市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

【事態覚知等・事態認定・本部設置指定の流れ】



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2. 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

《総務部、消防本部》

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課室体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を迅速に設置するため、その設置手順や組織、機能等について、以下のとおり定める。

1. 市対策本部の設置

《総務部、消防本部》

(1) 市対策本部を設置する場合の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

①市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

②市対策本部への切り替え

市対策本部の設置指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（※事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする（前述））。

③市対策本部における参集手段

市対策本部担当者は、市対策本部員及び市対策本部職員等に対し、電子メール等を活用するなどして、市対策本部に参集するよう連絡する。なお、今後、一斉参集システム*等の整備を推進し、的確かつ迅速な連絡方法の確立に努めるものとする。

* 一斉参集システム：大規模災害発生時等において、災害種別、規模等を選択することにより、事前に設定した職員（携帯電話等）に対して参集のための災害発生の通知を行うシステム。

④市対策本部の開設

市対策本部担当者は、駅前庁舎8階防災会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認する）。

市長は、市対策本部を設置したときは、議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食糧、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を駅前庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する（第1順位、第2順位な

ど)。

なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

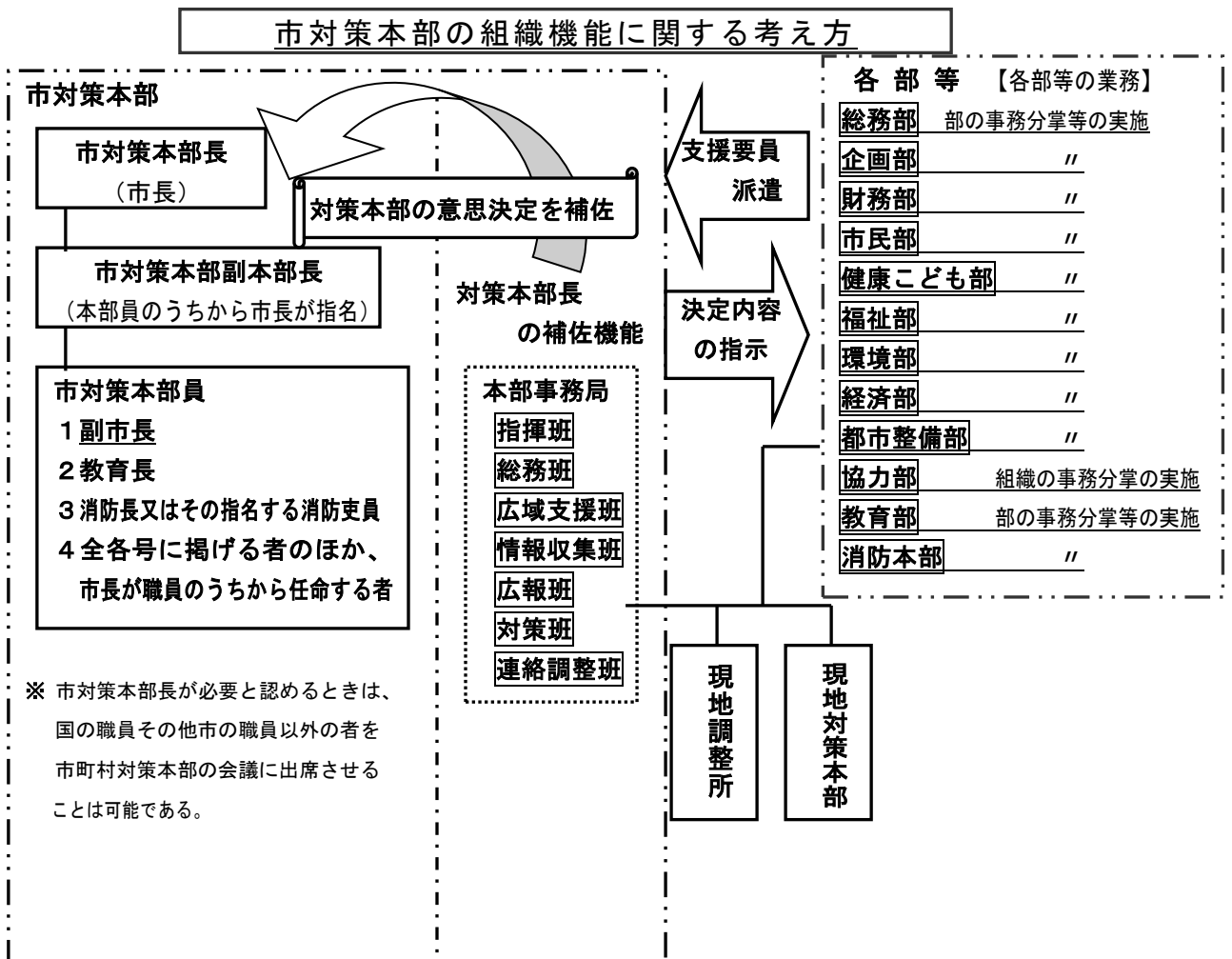
(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

【市対策本部の組織構成及び各組織の機能の考え方】



※ 市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部課等において措置を実施するものとする

(市対策本部には、各部課等から支援要員を派遣して円滑な連絡調整を図る。)

【市対策本部の組織構成図】 <木更津市の組織構成図>



※注 協力部：議会事務局・監査委員事務局・農業委員会・選挙管理委員会

【市対策本部長の補佐機能の編成】

班の区分	機 能
指 揮 班	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部会議の運営に関する事項 情報通信班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示
総 務 班	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部員や市対策本部職員のローテーション管理 市対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項
広域支援班	<ul style="list-style-type: none"> 市が行う国民保護措置に関する調整 他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項
情報収集班	<ul style="list-style-type: none"> 以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災情報 ○ 避難や救援の実施状況 ○ 災害への対応状況 ○ 安否情報 ○ その他統括班等から収集を依頼された情報 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 通信回線や通信機器の確保
広 報 班	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動
対 策 班	<ul style="list-style-type: none"> 各種被害対策に関する調整及び報告・取りまとめに関すること
連絡調整班	<ul style="list-style-type: none"> 各班及び各部等の連絡調整に関する事項

【市の各部等における武力攻撃事態等における業務】

部 局 名	武 力 攻 撃 事 態 等 に お け る 業 務
総務部	<ul style="list-style-type: none"> 本部長の特命事項に関すること 本部長及び副本部長の秘書に関すること 本部及び部内各班との連絡調整に関すること 職員の動員及び配置に関すること 本部会議に関すること 県本部等への報告及び連絡に関すること 被災状況等の総括取りまとめに関すること 応急対策実施状況の総括取りまとめに関すること 気象その他の情報の収集伝達に関すること 避難計画、避難の勧告・指示に関すること 避難所の開設、運営の統括に関すること 備蓄品の管理及び配分に関すること 非常通信体制の整備に関すること 庁用車両の配車に関すること 庁舎関係の被害調査及び復旧に関すること 市有財産の被害状況の把握に関すること 庁舎の警備に関すること 安否情報及び被災情報の収集に関すること 特殊標章の交付体制に関すること 警報の通知及び緊急通報の発令に関すること 被災住宅の応急措置に関すること

部局名	武力攻撃事態等における業務
	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅の設置場所の確保に関する事 ・応急仮設住宅の建設に関する事 ・その他部内の業務に関する事
企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・本部及び部内各班との連絡調整に関する事 ・緊急輸送車両の確保に関する事 ・公共交通機関との連絡調整に関する事 ・国・県への要望、陳情に関する事 ・ボランティアの依頼、受入及び配置に関する事 ・県、他市町村及び防災関係機関への応援要請に関する事 ・自衛隊派遣要請に関する事 ・報道機関に関する事 ・その他部内の業務に関する事
財務部	<ul style="list-style-type: none"> ・本部及び部内各班との連絡調整に関する事 ・市国民保護措置関係の予算に関する事 ・市税の減免に関する事 ・武力攻撃災害時に係る会計事務に関する事 ・その他部内の業務に関する事
市民部	<ul style="list-style-type: none"> ・本部及び部内各班との連絡調整に関する事 ・交通及び防犯関係について、警察署や関連機関との連絡調整に関する事 ・衣料品、生活必需品の調達に関する事 ・被害家屋（土地）及び居住者の調査把握に関する事 ・自治会との連絡調整に関する事 ・その他部内の業務に関する事
健康こども部	<ul style="list-style-type: none"> ・本部及び部内各班との連絡調整に関する事 ・医療機関との連絡調整に関する事 ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事 ・防疫及び衛生に関する事 ・その他部内の業務に関する事
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・本部及び部内各班との連絡調整に関する事 ・日本赤十字社千葉県支部との連絡・依頼に関する事 ・日本赤十字社及び市外からの救助物資の受け入れ、見舞金給付に関する事 ・行方不明者及び死体の処理に関する事 ・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 ・衣料品、生活必需品の調達に関する事 ・避難所（所管施設）の開設及び運営の指示に関する事 ・応急保育に関する事 ・その他部内の業務に関する事
環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・本部及び部内各班との連絡調整に関する事 ・仮設公衆便所の設置及び維持管理に関する事 ・廃棄物処理に関する事 ・衣料品、生活必需品の調達に関する事 ・火葬に関する事 ・火葬場の管理運営に関する事 ・感染症予防（消毒に関する事に限る）に関する事 ・その他部内の業務に関する事

部局名	武力攻撃事態等における業務
経済部	<ul style="list-style-type: none"> ・救助物資の供給（応援）に関する事 ・主要食糧品の調達に関する事 ・応急食糧品の調達供給に関する事 ・衣料品、生活必需品の調達供給に関する事 ・災害救助物資の供給に関する事 ・農業施設等の被害調査及び復旧に関する事 ・港湾施設に関する事 ・その他部内の業務に関する事
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・本部及び部内各班との連絡調整に関する事 ・道路、橋梁に関する事 ・河川に関する事 ・応急仮設住宅の建設に関する事 ・市営住宅に関する事 ・下水道に関する事 ・その他部内の業務に関する事
教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・本部及び部内各班との連絡調整に関する事 ・避難所（所管施設）の開設及び運営の指示に関する事 ・応急教育計画に関する事 ・教員の動員に関する事 ・児童・生徒等の安全、避難等に関する事 ・学用品の確保、調達に関する事 ・文化財の保護及び復旧に関する事 ・避難者への炊き出し業務の補助および食事の配分に関する事 ・その他部内の業務に関する事
協力部	<ul style="list-style-type: none"> ・本部及び部内各班との連絡調整に関する事 ・本部及び各部・各班の補助に関する事
消防部	<ul style="list-style-type: none"> ・本部及び部内各班との連絡調整に関する事 ・武力攻撃災害への対処に関する事（救急・救助を含む） ・住民の避難誘導に関する事 ・その他部内の業務に関する事
富来田 連絡所	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁との連絡調整に関する事 ・富来田地区の被害対策等に関する事 ・その他富来田出張所管内の業務に関する事

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

※【市対策本部における広報体制】

①広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

②広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、市ホームページ等のほか、様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③留意事項

ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。

ウ) 都道府県と連携した広報体制を構築すること。

④その他関係する報道機関

【関係報道機関一覧】

名 称	連 絡 先
日本放送協会	報道部災害・気象センター 03-3465-1906
千葉テレビ放送(株)	放送製作局 043-223-6681
(株)ニッポン放送	編成局報道部 03-3287-7622
(株)TBSラジオ	総務局 03-5771-2752
(株)文化放送	放送事業部報道スポーツセンター部 03-5820-1107
(株)オール・エフ・エム・ラジオ日本	編成局報道部 03-3505-1968
(株)ベイエフエム	技術部 043-351-7861
かずさエフエム(株)	スパークシティ木更津2階 25-0834
(株)ジェイコム千葉	木更津局 25-5896

(5) 市現地対策本部の設置

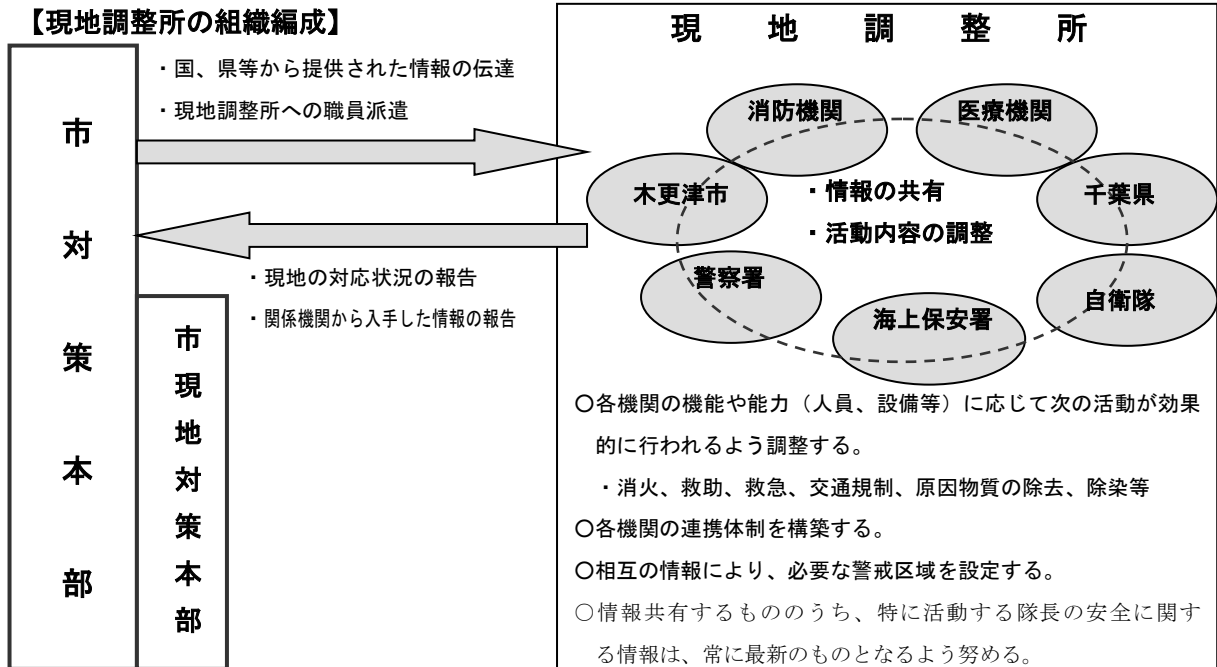
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関(県、消防機関、警察

署、木更津海上保安署等、自衛隊、医療機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、(又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、)関係機関との情報共有及び活動調整を行う。



【現地調整所の性格について】

- ①現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである(例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。)
 - ②現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
 - ③現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。
 - ④現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である(このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。)
- (注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、当該要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び都道府県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2. 通信の確保

《総務部、消防本部》

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN(総合行政ネットワーク)、同報系防災行政無線等の固定

系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。
また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳^{ふくそう}により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1. 国・県の対策本部との連携

《総務部》

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2. 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

《総務部》

(1) 知事等への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関(以下、「知事等」という。)に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3. 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

《総務部》

- ① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする千葉地方協力本部長又は市の協議会委員たる陸上自衛隊高射学校長、海上自衛隊木更津航空補給処長、航空自衛隊第一補給処長を通じて、陸上自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする東部方面総監、海上自衛隊にあつては当該区域を警備区域とする横須賀地方総監、航空自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする中部航空方面隊司令官を介し、防衛大臣に連絡する。
- ② 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動(内閣総理大臣の命令に基づく出動(自衛隊法第78条)及び知事の要請に基づく出動(自衛隊法第81条))により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4. 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

《総務部》

(1) 他の市町村長等への応援の要求【法第17条第1項】

- ① 市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要請【法第18条第1項】

市長は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託【法第19条】

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。
また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5. 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請【法第29条第7項】

《総務部》

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6. 市の行う支援

《総務部》

(1) 他の市町村に対して行う応援等【法第17条第1項】

- ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について、労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7. 自主防災組織やボランティア団体等に対する支援【法第4条】

《総務部、企画部、市民部、福祉部、環境部、経済部》

(1) 自主防災組織等に対する支援【法第4条第3項】

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等【法第4条第3項】

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況

の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8. 住民への協力要請【法第4条】

《関係各部》

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

《関係各部》

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1. 警報の内容の伝達

(1) 警報の内容の伝達

- ① 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに住民及び関係のある公私の団体(消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、青年会議所、病院、学校など)に警報の内容を伝達する。

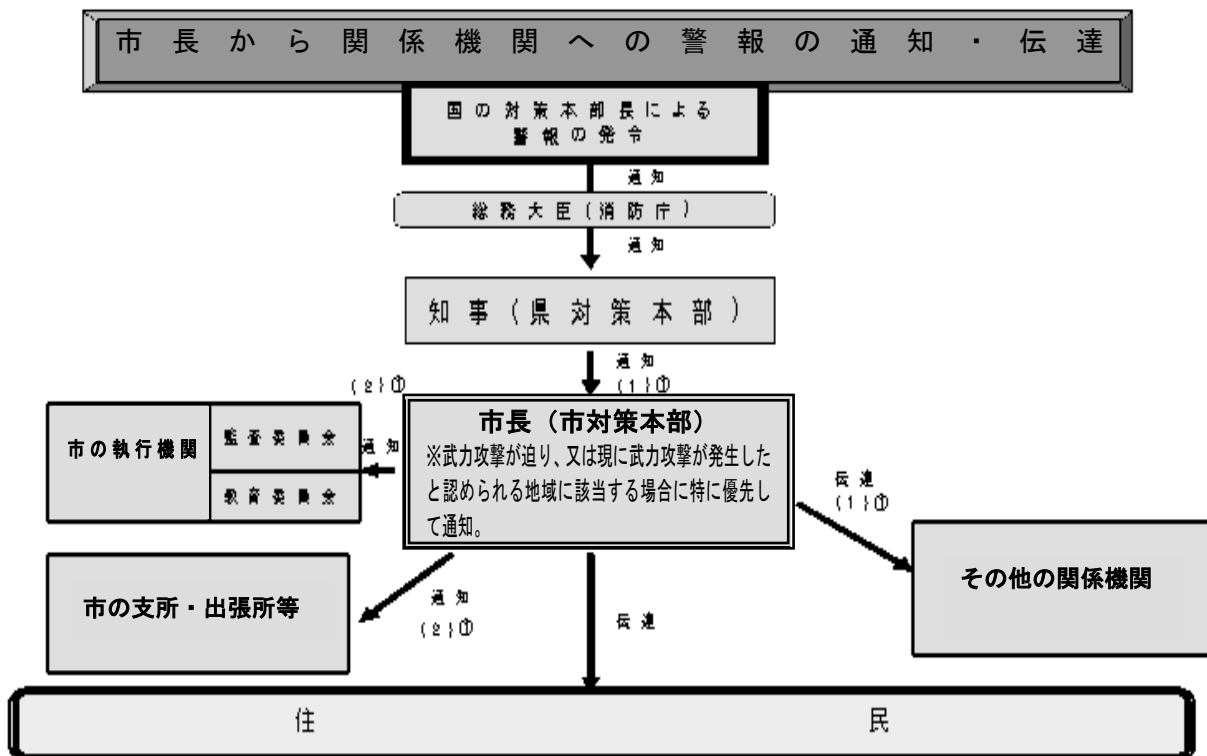
なお、その手段は以下のとおりとする。

- (ア)サイレン (イ)防災行政広報無線 (ウ)自治会、自主防災会、消防団を通じて伝達
(エ)広報車 (オ)市ホームページ (カ)その他(有効な手段)

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、市内の他の執行機関その他の関係機関(教育委員会、公立病院、保育園など)に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市ホームページ(<https://www.city.kisarazu.lg.jp/>)に警報の内容を掲載する。

【市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組み】



(注)※市(町村)長は、ホームページ(<http://www.city.kisarazu.lg.jp/>)に警報の内容を掲載
(注)※警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器を活用することなどにより行う。

2. 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

①「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、防災行政広報無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

②「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、速やかに手動にて、防災行政無線での伝達を行うとともに、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、警察署の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察署と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、要配慮者等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、防災・福祉担当部との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3. 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

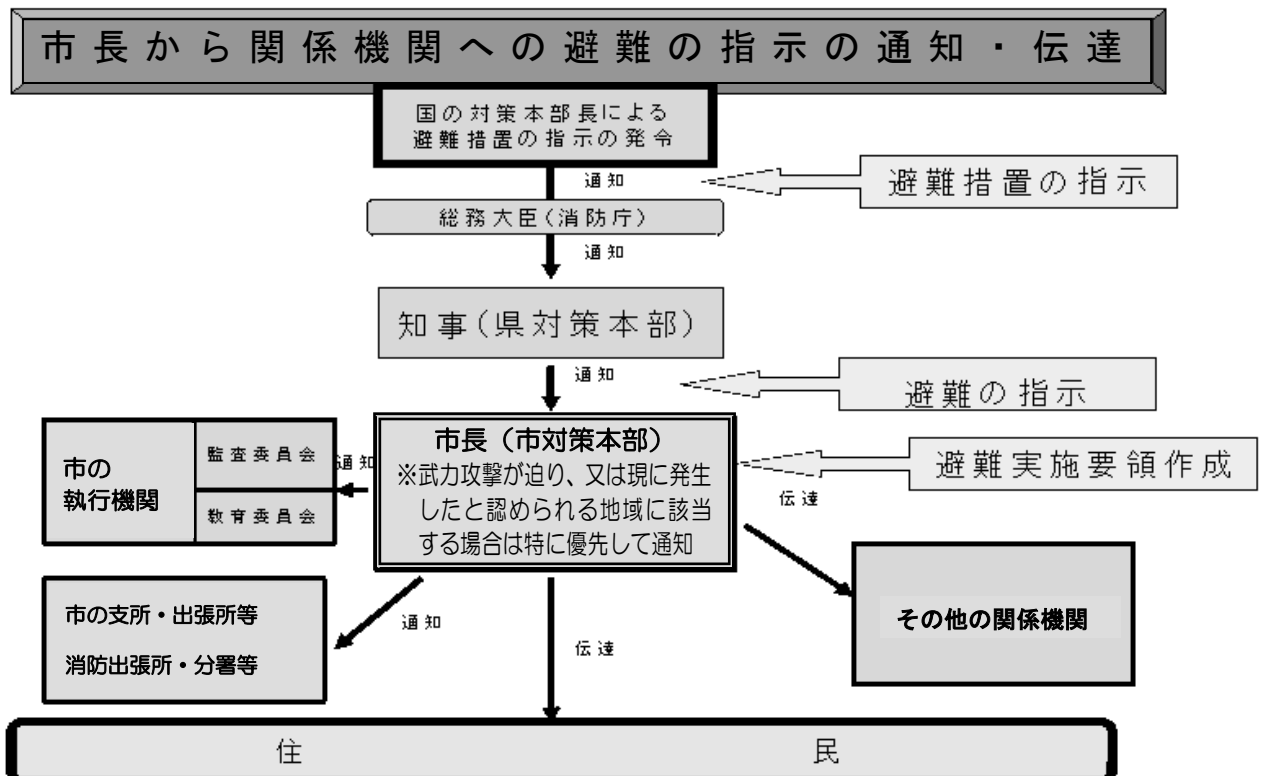
《総務部、市民部、福祉部、環境部、経済部、消防本部》

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。これは、住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1. 避難指示の通知・通達

- ① 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

【避難の指示の流れ】



※市(町村)長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2. 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、警察署、木更津海上保安署、自衛隊等関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

※【避難実施要領に定める事項(法定事項)】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

※【避難実施要領の策定の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県国民保護計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものもあり得る。

【県国民保護計画における「市の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】

(以下は、県国民保護計画の記載項目)

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員、消防職団員の配置等
- ⑧ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整(※輸送手段が必要な場合)
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要配慮者の避難方法の決定(避難支援プラン、要配慮者支援班の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整(具体的な避難経路、警察署との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整(現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整(県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

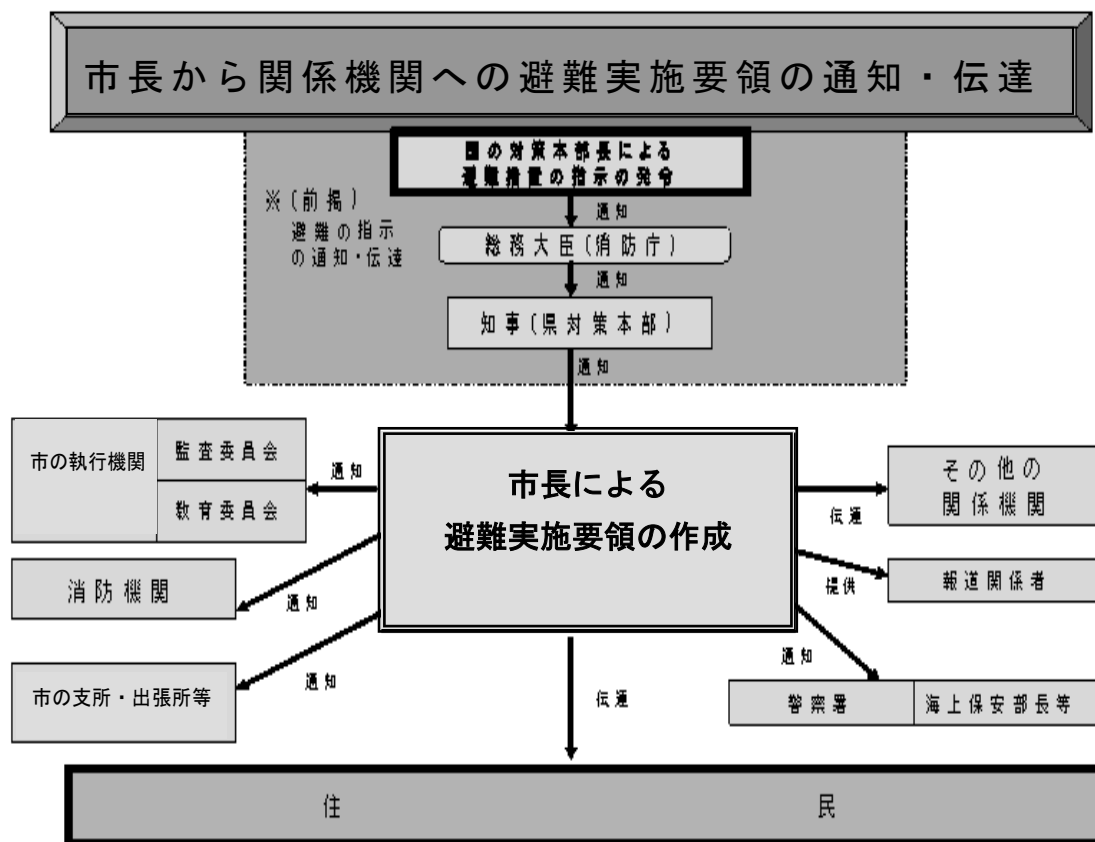
この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取(武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等)及び国の対策本部長からの情報提供の求め(同法第6条第4項等)に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長、木更津海上保安署長及び自衛隊地方連絡部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

【避難実施要領の内容の伝達の流れ】



3. 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導【法第62条第1項】

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員及びに消防長並びに消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明(投光器具、車のヘッドライト等)を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動【法第62条第5項】

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用

する等、効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等、地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携【法第63条第1項】

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、木更津海上保安署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官(以下、「警察官等」という。)による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請【法第要請70条第1項】

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(7) 避難行動要支援者への配慮【法第4条第1項】

市長は、避難行動要支援者の避難を万全に行うため、要配慮者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある）。

(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとど

まることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、警察署が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力をを行うとともに、警察署と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、警察署と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

(13) 避難住民の運送の求め等【法第71条第1項・第72条】

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置【法第69条】

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

【避難に当たっての配慮事項】

着上陸侵攻の場合

- ①大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。
- このため、県国民保護計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素から、かかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ①ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。
- なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。
- ②その際、ゲリラ・特殊部隊^{※注}による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、木更津海上保安署及び警察署からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。
- ③以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、警察署、木更津海上保安署、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

○避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」から「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」までといった手順が一般には考えられる。

○屋間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、警察署、消防機関、木更津海上保安署及び自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持

ってもらうことが必要である。

※注 ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

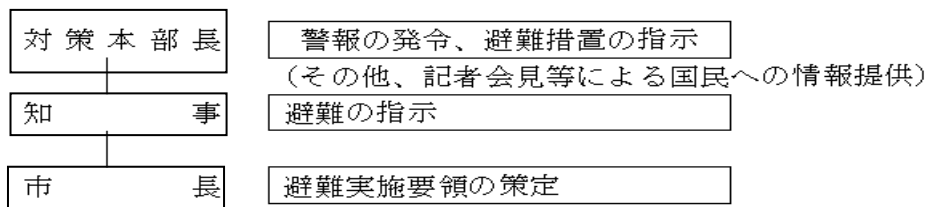
特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、本市の中心市街地となる中央・富士見・大和地区周辺や鉄道駅（JR内房線）である木更津駅・巖根駅などは、一般に攻撃を受ける可能性が高く、注意が必要である。

弾道ミサイル攻撃の場合

① 弾道ミサイル攻撃において、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。）

②以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。（弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ）

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



※（避難実施要領は予め策定しておく）

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

注※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、本市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

第5章 救援

《各部等》

1. 救援の実施

(1) 救援の実施【法第76条第1項、施行令第9条】

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 収容施設の供与② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与③ 医療の提供及び助産④ 被災者の捜索及び救出⑤ 埋葬及び火葬⑥ 電話その他の通信設備の提供⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理⑧ 学用品の供与⑨ 死体の捜索及び処理⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 |
|--|

(2) 救援の補助【法第76条第2項】

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

※【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進めていくこととする。

2. 関係機関との連携

(1) 県への要請等【法第76条第1項・令第11条】

市長は、法第19条に基づく事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携【法第76条第1項・令第11条】

市長は、法第19条に基づく事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市との調整を行うよう要請す

る。

(3) 日本赤十字社との連携【法第77条・法第76条第1項・令第11条】

市長は、法第19条に基づく事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め【法第79条】

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3. 救援の内容【法第75条、令第9条】

(1) 救援の基準等【法第76条第1項・令第11条】

市長は、法第19条に基づく事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(3) 救援の内容【法第76条、令第9条】

① 収容施設の供与

・ **避難所の決定【救援の程度及び方法の基準第2条第1号】**

市は、県と調整の上、あらかじめ指定した避難施設その他適切な場所に避難所を開設する。

・ **公営住宅の貸与【救援の程度及び方法の基準第2条第1号ト】**

市は、必要と認める場合には、公営住宅を避難住民等に貸与する。

・ **応急仮設住宅の供与【救援の程度及び方法の基準第2条第1号ニ・第2号】**

市は、必要に応じ建設業関係団体と協力しながら、被災住民に対して応急仮設住宅及び長期避難住宅を供与する。

なお、これらの住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が困難な場合には、市長は、県に資機材の調達について支援を求める。

・ **避難所の運営、維持管理と安全確保【法第89条】**

市が開設した避難所等の運営に関しては、その運営マニュアル等を予め定

め、配置された県及び市の職員等が責任者となり、当該施設職員、ボランティア、自主防災組織、避難住民等の協力を得て実施する。

なお、県や市が開設した収容施設については、消防法第 17 条の適用除外となるため、市は、消防用設備の設置及び維持に関する基準を定め、避難所等における災害を防止し、安全を確保するとともに避難住民等のプライバシーの確保について配慮する。

②食糧品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与

・供給計画の策定

市は、避難住民等の基本的な生活を確保するため、食品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与を実施する。

市は、それぞれの避難所において、救援に必要な食品・飲料水・生活必需品の必要数量を算出し、避難住民等の救援に必要な量を把握し、以下の内容について、食品・飲料水・生活必需品の供給計画を定める。

- | |
|--------------------------|
| a 備蓄物資から使用する量 |
| b 市外からの応援物資の量 |
| c 特定物資の保管、売り渡しの要請量、要請業者 |
| d 食品、生活必需品等の物資集積地 |
| e 物資集積地までの運送方法、運送体制 |
| f 物資集積地から避難施設への運送方法、運送体制 |
| g 拠点給水、車両給水の実施 |
| h その他必要な事項 |

・市の物資集積地

市の物資集積地は、原則として、市民総合福祉会館及び市役所備蓄倉庫とする。

・飲料水の供給

市は、避難所において飲料水が不足する場合には、供給計画に基づき応援の調整を図り、拠点給水又は車両給水を実施する。

・物資の仕分け

市は、あらかじめ定めた体制に基づき、物資を仕分ける。

・救援物資の搬送方法等【法第 79 条】

ア 運送方法

県及び市は、武力攻撃事態等の状況、地域の交通や運送物資の優先順位を考慮の上、最も適した運送手段を選択する。また、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して、物資集積地への運送、物資集積地から避難所までの運送について要請する。

なお、国の対策本部長により、道路の利用指針等が定められた場合は、市は、その利用指針を踏まえて、運送手段の選択や運送の要請を行う。

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、運送を実施することとされている。

イ 運送実施状況の把握方法

- a 市から要請を受けた運送事業者は、運送車両の出発時間と到着時間につい

て、逐次市対策本部へ報告を行う。

- b 市対策本部は、運送車両の出発時間と到着時間、物資の品目、数量について取りまとめ、関係する避難所に連絡を行う。

・ **物資搬送路の確保**

ア 国の対策本部及び警察署との調整

市は、物資運送路における交通の混乱を防止し、円滑かつ安全な住民避難を実施するため、物資の運送道路を決定する際には、国の対策本部及び警察署と調整を行う。

イ 物資運送路の決定

市は、物資の保管場所から物資集積地までの運送路及び物資集積地から避難所など救援を行う場所までの運送路について決定し、警察署及び運送事業者に通知する。

ウ 海上搬送路の確保

市は、海上を活用した物資の搬送について、海上保安署と調整を行う。

・ **受入を希望する物資情報の発信**

市は、自主防災組織やボランティア団体等の協力を得ながら、避難住民等が希望する物資を把握し、その内容のリスト及び送り先、運送方法について、市民に公表するよう努める。

・ **県への支援要請**

市長は、供給すべき物資が不足し、調達が困難な場合には、県に物資の調達について支援を求める。

③ **医療の提供及び助産**

・ **救急救助・疾病者の搬送等**

ア 消防機関の活動

(a) 出動の優先順位の基準

武力攻撃災害等発生時には、国、県、消防団、市民等からその状況についての的確に情報を収集し、武力攻撃災害の程度に準じて優先順位を定め、出動を行う。ただし、状況の変化に応じて適宜再配置を行う。

(b) 救急救助活動の優先順位の基準

救急救助活動を行うに当たっては、以下の事項について考慮の上、優先順位を決定する。

- ・ トリアージ（治療の優先順位による患者の振分け）を実施して、救命の処置を必要とする重傷者を優先する。
- ・ 高齢者、乳幼児等の抵抗力が低い弱者を優先する。
- ・ 同時に多数の救急救助が必要となる場合は、武力攻撃災害発生現場付近を優先する。
- ・ 武力攻撃災害発生現場付近以外で、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、より多くの人命を救護できる現場を優先する。

(c) 応援の要請

市の消防機関で対処することが困難と認められる場合には、県内の他の

消防機関に応援を求める。また、県内の消防機関だけでの対応が困難と認める場合は、市長は、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊による応援を要請する。

(d) 救護班の編成

被災地・避難先地域以外の市町村は、必要に応じて救急隊等からなる救護班を編成する。

イ 疾病者の後方医療施設への搬送

疾病者搬送の要請を受けた市、消防機関その他関係機関は、予め定めた搬送先順位に基づき、収容先の受入体制の確認を県が行った後、搬送する。

ウ 化学剤による攻撃の場合の救急医療活動

化学剤による攻撃が発生した場合には、防護服を着用する等、要員の安全を図るための措置を講じた上で、可能な限り、早期に患者を防染し、速やかに適切な医療機関に搬送するなど、使用された化学剤の特性に応じた医療活動を行うよう努める。

・ 医療救護班の編成と医療資器材の調達

ア 医療救護班の編成手順と派遣方法

各医療機関は、あらかじめ定める方法により医療救護班を編成し派遣する。

イ 医療資器材等の調達

(a) 医療資器材の調達

医療救護班の使用する医療資器材が不足する場合において、市が要請を受けた場合は、備蓄用医療資器材の提供を行うほか、製造販売業者への物資の売渡し要請を行い、必要数量を確保する。

・ 救護所の設置

医療救護班を派遣する各機関は、あらかじめ定める方法により、救護所を設置する。

④被災者及び行方不明者の捜索及び救出

・ 被災情報の把握

市は、被災情報、捜索・救出の状況、安否情報、行方不明者情報等について、情報収集等に努める。

・ 捜索依頼・届出の受付

市は、所在の確認できない市民に関する問い合わせや、行方不明者の捜索依頼・届出の受付を地域防災計画に準じ、以下のとおり行う。

・ 被災地における捜索・救出の実施

市は、市対策本部で集約した被災情報に基づき、県、警察署、自衛隊、木更津海上保安署、漁業協同組合、自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得て、救助・救急活動を実施する。

・ 応援要請

ア 市は、被災情報を消防機関に提供するとともに、一つの消防機関では対応が困難と認めるときには、近隣の消防機関に応援を要請するなど、必要な調整を行う。

イ 市長は、被災状況が甚大であり、市だけでは対応が困難と認めるときは、

他の市町村長等及び知事等に対し国民保護法第17条・第18条に定める応援を求め、また、知事を通じて消防庁長官に対し緊急消防援助隊の応援要請を行う。また、必要と認めるときには、知事を通じて防衛大臣に対し、自衛隊の部隊の国民保護等派遣を要請する。

・ **救助資機材の調達**

市は、自らが保有している救助資機材では対応が困難と認める場合には、県に救助資機材の調達を要請する。県は、建設業関係団体の協力を得て重機等の資機材を確保する。

⑤ **電話その他の通信設備の提供**

市は、電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て、避難所等で保有する電話その他の通信設備等の状況把握、電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整、電話その他の通信設備等の設置箇所の選定、聴覚障がい者等への対応を行う。

⑥ **武力攻撃を受けた住宅の応急修理**

市は、武力攻撃災害により住宅が被災し、自己の資力では応急修理できない者に対して、建設業関係団体との協議の上、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。

⑦ **学用品の供与**

市は、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、就学上必要な学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童生徒に対し、教科書、文房具、通学用品を支給する。

⑧ **死体の捜索、処理及び埋葬・火葬**

・ **関係機関との連携**

市は、県、警察署、木更津海上保安署、自衛隊、消防機関と相互に連携しながら、武力攻撃事態等において発生した死体の捜索及び処理並びに埋葬及び火葬を適切に実施する。

・ **死体の捜索**

市は、県や警察署などの関係機関の協力のもとに、死体の捜索を実施する。ただし、NBC攻撃災害により死体に付着した危険物質の洗浄が必要な場合には、消防機関、警察署、木更津海上保安署、自衛隊など専門知識を有する機関に協力を依頼する。

・ **死体の処置**

発見した死体については、以下の手順により処理する。

ア 一時保管

市は、検視（見分）・検案前の死体及び所持品・発見状況に関する書類とともに死体の一時保管を行う。

※注 検視…捜査機関が、死亡が犯罪に起因するか否かを判断するために死体の状況を調べる処分。

見分…捜査機関が、不自然な死亡の状況を明らかにするために死体の状況を調べる処分。

検案…医師が死体の外表から検査し、死亡の確認と死因の究明を行う処分。埋葬に必要。

イ 検視（見分）・検案

警察官等は、医師立ち会いのもと、検視（見分）を行う。医師は、検案を行う。

また、必要に応じ、死体の洗浄、縫合、消毒などの処置を行う。

ウ 身元確認作業

死体の状況により身元の特定ができない場合、市は、医師又は歯科医師に身元確認に必要な検査を要請する。

エ 死体の輸送

警察官等による検視・見分及び医師による検案を終えた死体は、市が、県、警察、消防機関、葬祭業取扱業者の協力を得て死体収容所へ輸送し、収容する。

オ 死体収容所（安置所）の開設

市は、被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物、公園など）に死体の収容所を開設し、死体を収容及び整理し、埋葬及び火葬前の一時保管を行う。死体収容のための建物がない場合は、天幕・幕張りを施し、必要器具（納棺用具等）を確保する。また、死体収容所（安置所）には、必要に応じて検視、見分、検案を行うための検視所を併設する。

カ 遺留品等の整理

市は、収容した死体の遺留品などの整理を行う。

・埋葬、火葬対策

ア 被害状況の把握

市は、死者数を把握し県に報告する。また、火葬場の施設の点検状況、従事者の状況、火葬能力状況を把握する。

イ 埋葬・火葬の実施

市は、火葬を実施する。市のみでの火葬の実施が困難な場合には、市は、受入れ可能な火葬場に対して火葬の実施を要請する。また、市内の火葬場だけで処理が困難な場合には、市は近隣市町に火葬の応援を要請する。

⑨武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等の除去

市は、武力攻撃災害により、住宅及びその周辺に土石や竹木等が堆積し、自己の資力では除去できず、日常生活に著しい支障を受けている者に対して、建設業関係団体との協力の上、必要最小限の除去を行う。

(4) 医療活動を実施する際に特に留意すべき事項

核攻撃等や生物剤・化学剤による攻撃の場合には、市又は関係機関による消毒・除染の実施状況のほか、それぞれ下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

①核攻撃の場合の医療活動

- ・医療関係者等からなる医療救護班による被ばく医療活動の実施
- ・内閣総理大臣により被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施
- ・患者の除染による被ばく防止や防護服の着用などの防護措置の実施
- ・専門医療機関である国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下、「量子科学技術研究開発機構」という。）との密接な連携による医療活動の実施

②生物剤による攻撃の場合の医療活動

- ・病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置の実施
- ・必要に応じたワクチンの接種や防護服の着用などの防護措置の実施
- ・国からの協力要請に応じた医療救護班の編成や医療活動の実施

③化学剤による攻撃の場合の医療活動

- ・国からの協力要請に応じた医療救護班の編成や医療活動の実施
- ・患者の除染による二次被害の防止や防護服の着用などの防護措置の実施

(5) 救護の際の物資の売り渡し要請等

・事業者への保管・売り渡し要請【法第 81 条】

備蓄物資及び応援物資では、避難住民等の救援が十分に行われていないと認められる場合において、市長は、特定物資について、その所有者に対し、売り渡し要請を行うことができる。

この場合において、特定物資の所有者が正当な理由がないのに当該要請に応じない場合には、市長は、特に必要があると認めるときに限り、物資を収用することができる。

なお、市長は、特定物資を確保するため、緊急の必要があると認めるときは、特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は運送を業とする者に対して、保管を命ずることができる。

また、市長は、必要がある場合、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定物資売渡しの要請等を市長に代わって行うことを要請する。特定物資の種類は次のとおりである。

- | |
|---------------------------------|
| a 医薬品 |
| b 食品 |
| c 寝具 |
| d 医療機器その他衛生用品 |
| e 飲料水 |
| f 被服その他生活必需品 |
| g 避難所等に係る建設工事に必要な建設資材 |
| h 燃料 |
| I その他救援の実施に必要なものとして内閣総理大臣が定めるもの |

・土地等の使用に関する留意事項【法第 82 条】

市長は、避難所等の供与や医療の提供を目的とした臨時の施設を開設するため、土地、家屋又は物資を、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て使用することができる。

なお、市長は、臨時の施設を開設するため、特に必要があると認めるときに限り、所有者の同意を得ないで当該土地等を使用することができる。

・ **公用令書の交付【第 83 条】**

上記(1)及び(2)に基づき、特定物資を収用・保管し、又は土地等を使用する処分については、市長は、公用令書を交付して行わなければならない。

また、公用令書を交付すべき相手方、事後公布の手続き等については、国民保護法及び国民保護法施行令に定めるところによる。

・ **立入検査等【第 84 条】**

市長は、特定物資を収用し、若しくは特定物資の保管を命じ、又は土地等を使用するため必要があるときは、その職員に土地若しくは家屋又は特定物資を保管させる場所若しくは特定物資等の所在する場所に立入り、土地、家屋又は特定物資等の状況を検査させることができる。

また、市長は、特定物資を保管させたときは、保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に特定物資を保管させてある場所に立入り、特定物資の保管の状況を検査させることができる。

なお、職員が立入検査を行う場合には、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。又当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときには、これを提示しなければならない。

(6) **医療の実施の要請等【第 85 条】**

市長は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、場所及び期間その他の必要な事項を示して、医療を行うよう要請することができる。なお、正当な理由がないのに要請に応じない場合は、医療を行うべきことを指示することができる。この場合には、必要な事項を書面にて示さなければならない。

また市長は、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

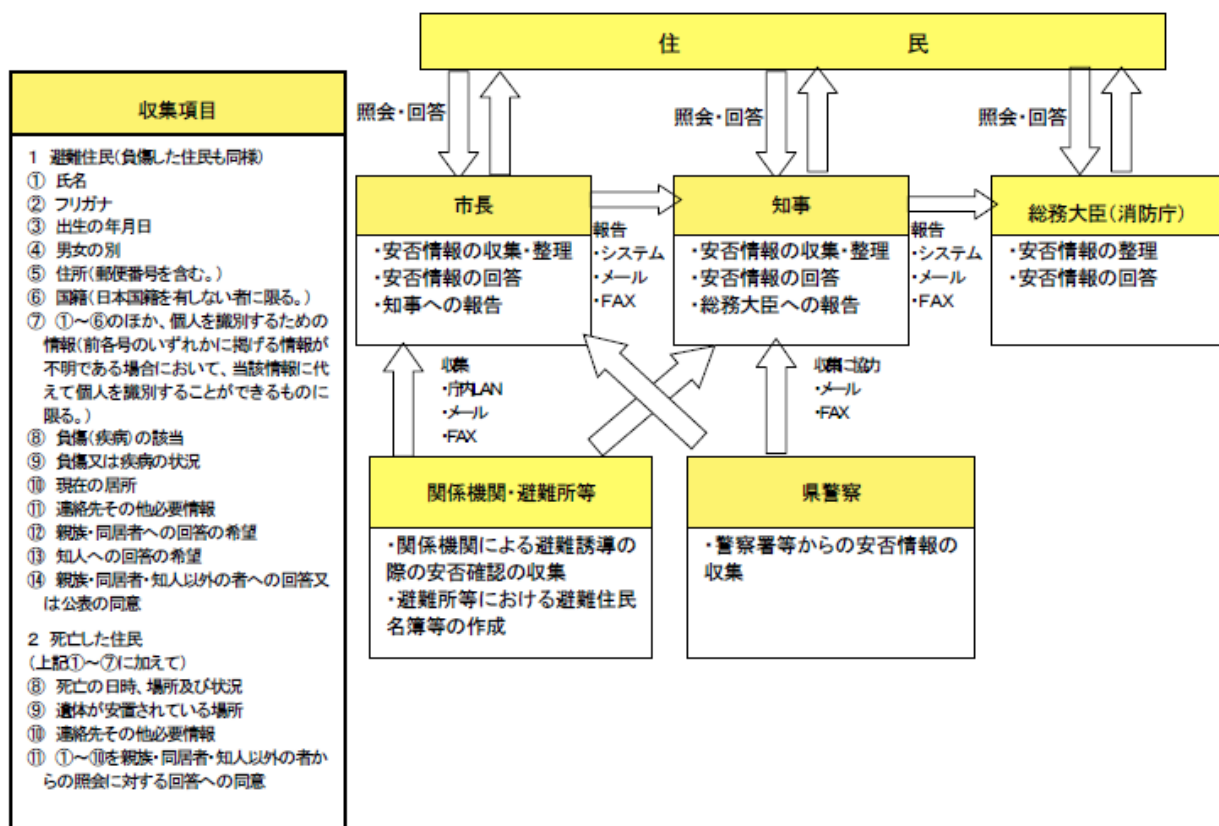
第6章 安否情報の収集・提供【法第94条】

《各部等》

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

【安否情報の収集、整理及び提供の流れ】

安否情報収集・整理・提供の流れ



1. 安否情報の収集【法第94条】

《各部等》

(1) 安否情報の収集【法第94条第1項】

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、警察署への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請【法第94条第1項】

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理【法第94条第1項】

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2. 県に対する報告【法第94条第1項】

《総務部》

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号（【様式第3号 安否情報報告書】参照）に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、安否情報システム等により県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3. 安否情報の照会に対する回答【法第95条】

《総務部》

(1) 安否情報の照会の受付【法第95条】

① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する【様式第4号 安否情報照会書】に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

【様式第4号 安否情報照会書】

安否情報照会書

年 月 日	
総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)	
申請者 住所 氏名	
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。	
照会をする理由 (○をつけて下さい。③の 場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民であるため。 ③ そ の 他 ()
備 考	
照会に係る者を特定するために必要 な事項	氏 名
	フリガナ
	出生の年月日
	男 女 の 別
	住 所
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)
	その他個人を識別 するための情報
※ 申請者の確認	
※ 備 考	
備考 1 この用紙の大きさは日本産業規格A4とします。 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。	

(2) 安否情報の回答【法第95条第1項】

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うことなどにより、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する【様式第5号 安否情報回答書】により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を【様式第5号 安否情報回答書】により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

【様式第5号 安否情報回答書】

安否情報回答書

○ ○ 殿	年 月 日 総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)																					
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。																						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">避難住民に該当するか否かの別</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">被 照 会 者</td> <td style="text-align: center;">住 所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">フリカ`ナ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">出生の年月日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">男 女 の 別</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">住 所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)</td> <td style="text-align: center;">日本 その他 ()</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他個人を識別するための情報</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現在の居所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">負傷又は疾病の状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">連絡先その他必要情報</td> <td></td> </tr> </table>	避難住民に該当するか否かの別		武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		被 照 会 者	住 所	氏 名	フリカ`ナ	出生の年月日	男 女 の 別	住 所	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()	その他個人を識別するための情報		現在の居所		負傷又は疾病の状況		連絡先その他必要情報	
避難住民に該当するか否かの別																						
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別																						
被 照 会 者	住 所																					
	氏 名																					
	フリカ`ナ																					
	出生の年月日																					
	男 女 の 別																					
	住 所																					
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()																				
	その他個人を識別するための情報																					
	現在の居所																					
	負傷又は疾病の状況																					
連絡先その他必要情報																						
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には、「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。 3 「生年月日」は元号標記により記入するか若しくは年齢を記入すること。 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の住所」を記入すること。 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。 																					

(3) 個人の情報の保護への配慮【法第95条第2項】

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4. 日本赤十字社に対する協力【第96条第2項】

《市民部、福祉部》

市は、日本赤十字社千葉県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

5. 安否情報の収集及び提供の基準

(1) 安否情報の収集

安否情報の収集については、本章 1(1)の情報や、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行う。

また、市は、本章 1(3)の留意点を踏まえ、予め把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集について協力を求める。

(2) 安否情報の報告と照会に対する回答

市による安否情報の県への報告及び照会に対する回答は、県に準じて行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

《各部等》

第1 武力攻撃災害への対処【法第97条】

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常に対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1. 武力攻撃災害への対処の基本的な考え

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請【法第97条第6項】

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保【法第22条】

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2. 武力攻撃災害の兆候の通報【法第98条】

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知【法第98条第3項・第4項】

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員・消防団員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急処置等

《各部等》

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める

1. 退避の指示【法第112条】

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて(又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し)、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

※【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待つかとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

※【退避の指示(一例)】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△(一時)避難場所へ退避すること。

※【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、防災行政広報無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知する。
退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。
- ② 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等【法第22条】

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、警察署及び木更津海上保安署等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員及び消防吏が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて警察署、木更津海上保安署及び自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2. 警戒区域の設定【法第114条】

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

注※【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等【法第114条第1項・第112条第7項】

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における警察署、木更津海上保安署及び自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察署、木更津海上保安署及び消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3. 応急公用負担

(1) 市長の事前措置【法第111条】

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担【法第113条】

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置(工作物等を除去したときは保管する。)

4. 消防に関する措置

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察署等と連携し、効率的かつ

安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動【法第97第7項】

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防団員等の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、本市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保【法第22条】

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、警察署等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、警察署、木更津海上保安署及び自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 本市が被災地でない場合、市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

《各部等》

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1. 生活関連等施設の安全確保【法第102条】

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、警察署、木更津海上保安署及び消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連

等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(一部事務組合を構成して生活関連等施設を管理している場合、市は、他の構成市町村及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。

2. 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除【法第103条】

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

- (1) 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの(国民保護法施行令第29条)

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(消防法第12条の3)
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(国民保護法第103条第3項第2号)
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄(国民保護法第103条第3項第3号)

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、上記(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

3. 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止【法第104条】

市は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第4 NBC攻撃による災害への対処等

NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずることとなっていることから、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1. NBC攻撃による災害への対処【法第107条・第108条】

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市長は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、警察署、木更津海上保安署、自衛隊及び医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、市長は、必要により現地調整所を設置し(又は職員を参画させ)、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合^{※注}

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の

原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、君津健康福祉センター、警察署及び関係機関と連携して、消毒等の措置を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

※※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス(疾病監視)による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【国民保護法第108条の汚染防止拡大措置に関する表】

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有物に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人(上記表中の占有者、管理者等)に通知する。

前表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体(上記表中第5号及び6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保【法第22条】

市長又は消防長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告【法第126条・127条】

《各部等》

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 被災情報の収集及び報告

- ① 市は、電話、防災行政広報無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては消防機関、警察署及び木更津海上保安署との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- ④ 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

《健康こども部》

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1. 保健衛生の確認

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水の確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上、留意すべき事項等について、住民に対し、情報提供を実施する。

② 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2. 廃棄物の処理

《環境部》

(1) 廃棄物処理の特例【法第124条】

- ① 市は、国民保護法に基づき、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、市地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）、県の廃棄物処理体制等を参考に市の廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

《各部等》

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1. 生活関連物資等の価格安定【法第129条】

《市民部、福祉部、経済部》

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務(以下「生活関連物資等」という。)の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2. 避難住民等の生活安定

《各部等》

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 税の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3. 生活基盤等の確保

《経済部、都市整備部》

(1) 水の安定的な供給【法第134条】

市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理【法第137条】

市は河川、道路及び港湾等の管理者等として、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

《総務部、消防本部》

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力(以下この章において「職務等」という。)を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下この章において「場所等」という。)を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等【法第158条】

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)。

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書(様式のひな型は次頁のとおり)。

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

(2) 特殊標章等の交付及び管理【法第158条】

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知)に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる(「市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(例)」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(例)」(平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知)を参考。)ものとする。

① 市長

- ・市の職員(消防長の所轄の消防吏員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・消防団長及び消防団員
- ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防吏員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

③ 水防管理者（市長）

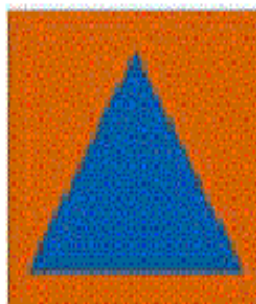
- ・ 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

【特殊標章】

【国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書の雛形】



(オレンジ色地に青の正三角形)



(日本工業規格JIS 7 (横74ミリメートル、縦104ミリメートル))

(身分証明書のひな型)

第4編 緊急対処事態への備えと対処

《各部等》

第1章 総論

第1 基本的な考え方

市は、武力攻撃に準ずる大規模テロ等の緊急対処事態においても、国民保護措置に準じて適切に緊急対処保護措置を講じ、対処する必要がある。そのための平素からの備えと対処について基本的な考え方を以下のとおり定める。

市は、武力攻撃に準じる大規模テロ等の緊急対処事態においては、基本指針を踏まえれば警報の伝達及び通知を除き、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処に準じて緊急対処保護措置を行うこととなる。

一方、今日の安全保障環境に係る国の見解は、従来のような国家間における軍事的対立を中心とした問題のみならず、米国の「9.11テロ」等にみられるとおり、国際テロ組織などの非国家主体が重大な脅威であるとしている。

このため本編では、近年高まってきている大規模テロの脅威が我が国にも及んでいる現状、並びに、緊急対処事態においては、発生当初は災害と区別できないことや発生した事態に対して多様な対応が考えられるため、より詳細に記述することとする。

第2 事態想定ごとの被害概要

緊急対処事態に係る事態想定ごとの被害概要は、以下のとおりである。

1 攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
危険物積載船への攻撃	・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、係留施設の航路の閉鎖、航路・泊地の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。
ダムの破壊	・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。
近隣県の原子力事業所等の破壊	・大量の放射性物質が放出され、周辺住民が被ばくする。 ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 列車等の爆破	・大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われたとき、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊したときには人的被害は多大なものとなる。
政治経済活動の中枢に対する攻撃	・施設等の破壊等により、政治行政や社会経済活動に支障が生ずる。 ・行政機能の低下により事態対処の遅延が生ずる。 ・行政サービスの停止、電気・通信・交通障害、物流停滞等により国民生活が圧迫される。 ・物価、金融相場の乱高下及び対外的信用低下により経済損失が生ずる

2 攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
＜放射性物質＞ ○ダーティボム等の爆発の爆発による放射性物質の混入 ○水源地に対する放射性の混入	・ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）の爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体の拡散による被害並びに熱及び炎、また、放射性物質による被ばくや、汚染による被害及び不安が生じることである。 ・ダーティボムの爆発により放射線被ばくや放射性物質により汚染が起きると急性障害や発がんを含む晩発障害が起き

	<p>ることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。まず、核爆発によって爆心地周辺においては、熱線、爆風及び中性子線やガンマ線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、被ばくや放射性物質による汚染の被害を短期間にもたらすほか、中性子線により放射化された建築物や土壌から放射線が発生したり放射性物質を含んだ降下物が風下方向に拡散し、被害範囲を拡大させる。 ・ 水源地に対する放射性物質の混入による被害は、放射性物質による内部被曝や社会的不安を引き起こすことである。
<p><生物剤・毒素> ○炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ○水源地に対する毒素等の混入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能である。また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 ・ 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既知かどうか等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 ・ 水源地に対する毒素等の混入による被害は、汚染による健康被害及び不安が生じることである。
<p><化学剤> ○市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般に化学剤は、地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がり人的被害をもたらす。

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

事 態 例	被 害 の 概 要
○航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ・ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 ・ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

第3 平素からの備え

《各部等》

緊急対処保護措置を講ずるための、平素からの備えに必要な事項について、NBCテロ及び爆発物を使用したテロを念頭に以下のとおり定める。

1 関係機関によるネットワーク等の構築と活用【法第127条第4項】

市は、放射性物質、生物剤、化学剤等原因物質の特定・分析、影響評価、防護、多数の被害者の救急搬送、住民の避難、医療措置、除染・防疫、無害化等に関する措置を的確に行う上での知見を迅速に入手し、緊急対処保護措置の実施に必要な協力を得るため、あらかじめネットワークを構築し、アドバイザーとしての専門家又は専門機関を確保するとともに、大規模なテロ等の発生時に、迅速かつ的確に医療の提供を行うため、多数傷病者の円滑な搬送や医療機関の受け入れ体制の強化に努める。

また、市は、警察署、消防本部、自衛隊及び木更津海上保安署等との危機管理・防災に係る様々な会議も活用し、関係機関との連絡体制や発生時の実働面等の強化に努めるものとする。

2 市が管理する公共施設における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、来場者確認の徹底等の不審者対策、警察署及び消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、職員及び警備員による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発など、警戒等の措置を実施し、施設の種別等に応じた予防対策を講ずることが重要である。

3 対処マニュアル等の整備及び留意点

市は、緊急対処事態において、迅速な対応を図るため、対処マニュアルや緊急連絡体制の整備を進め、必要に応じ、市と関係機関とで共有する。

なお、既存マニュアルの修正や新規作成を行うときには、関係機関との連携による対処を必要とする以下の措置等について特に留意するものとする。

- (1) 多数の被害者の救助、救急搬送、救急医療等の人命救助に関する措置
- (2) 放射性物質、生物剤、化学剤等原因物質の特定・分析及び影響評価等に関する措置
- (3) 放射性物質、生物剤、化学剤等の除染、防除、無害化等に関する措置
- (4) 「現地調整所」の具体的運営

4 石油コンビナート等特別防災区域における備え

石油コンビナート等特別防災区域における緊急対処事態への備えについては、第2編第2章1(3)石油コンビナート等特別警戒区域における備えに準じて、関係機関との連携に努めるものとする。

第2章 緊急処理事態への対処

《各部等》

第1 事態認定前の対処

《総務部、消防本部》

市は、武力攻撃事態と同様に、緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

そのため、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行うなど、事態認定前の対処について、以下のとおり定める

1 初動時情報連絡体制

県及び消防機関や市職員からの連絡その他の情報により、市の各部等において緊急事態の発生を把握した場合は、直ちにその旨を、市長、副市長及び国民保護担当課に報告するとともに、他の関係部等へ連絡する。

担当課職員は、総務部長の総合調整のもと、情報収集等の対応に当たる。

2 緊急事態連絡室の設置

市長は、感染症の異常な発生や石油コンビナート地区における石油タンク火災など国における緊急処理事態の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手した場合、市長は速やかに県及び警察署等に連絡し情報の共有化を図ると共に、市としての確かつ迅速に対処するため、緊急事態連絡室を設置する。緊急事態連絡室は、個別の事態の状況に応じて市長又は総務部長が本部長となり、本部長の指名する者をもって本部を構成する。

緊急事態連絡室のもと、総務部、消防本部及び本部長の指名する部等の職員の参集により事態への対応に当たる。

3 初動措置の確保

市は、初動体制下において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場における消防法による火災警戒区域又は消防警戒区域の設定或いは救急業務の活動状況を踏まえ、必要に応じ、災害対策基本法に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救助等の応急措置を行う。また、国、県等から入手した情報を各部等へ伝達するとともに、必要な指示を行う。

また、市は警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定、市緊急処理事態対策本部設置の要請などの措置等を行う。

4 関係機関等への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村に対し支援を要請する。

第2 市緊急処理事態対策本部体制への移行

政府において事態認定が行われ、市に対し、市緊急処理事態対策本部設置の通知があった場合には、市警戒本部体制を廃し、直ちに市緊急処理事態対策本部を設置して新たな体制に移行する。

第3 市緊急処理事態対策本部の設置等

《総務部、消防本部》

市が、緊急処理事態対策本部を設置する場合の手順等について、以下のとおり定める。

1 市緊急処理事態対策本部の設置【法第183条】

(1) 市長による市緊急処理事態対策本部の設置

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）を経由し、千葉県経由で市緊急処理事態対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合、直ちに市緊急処理事態対策本部を設置する。

また、事前に市警戒本部体制をとっていた場合は、市緊急処理事態対策本部に切り替える。

(2) その他設置関連事項

次の設置関連事項については、市国民保護対策本部を設置する場合と同様とする。

- ア 市緊急処理事態対策本部員及び同事務局職員等の参集
- イ 市緊急処理事態対策本部の開設
- ウ 交代要員等の確保
- エ 本部代替機能の確保

2 その他市緊急処理事態対策本部関連事項

次の関連事項については、市国民保護対策本部を設置する場合と同様とする。

- ア 市緊急処理事態対策本部等の組織構成及び機能
- イ 市緊急処理事態対策本部における広報
- ウ 市緊急処理事態現地対策本部の設置
- エ 現地調整所の設置
- オ 市緊急処理事態対策本部長の権限
- カ 市緊急処理事態対策本部の廃止
- キ 通信の確保

第4 関係機関相互の連携

《総務部、消防本部》

緊急処理事態認定前後において、危機管理上特に重要となる初動時の関係機関相互の連携について、以下のとおり定める。

1 初動時における連携の基本モデルと主な役割

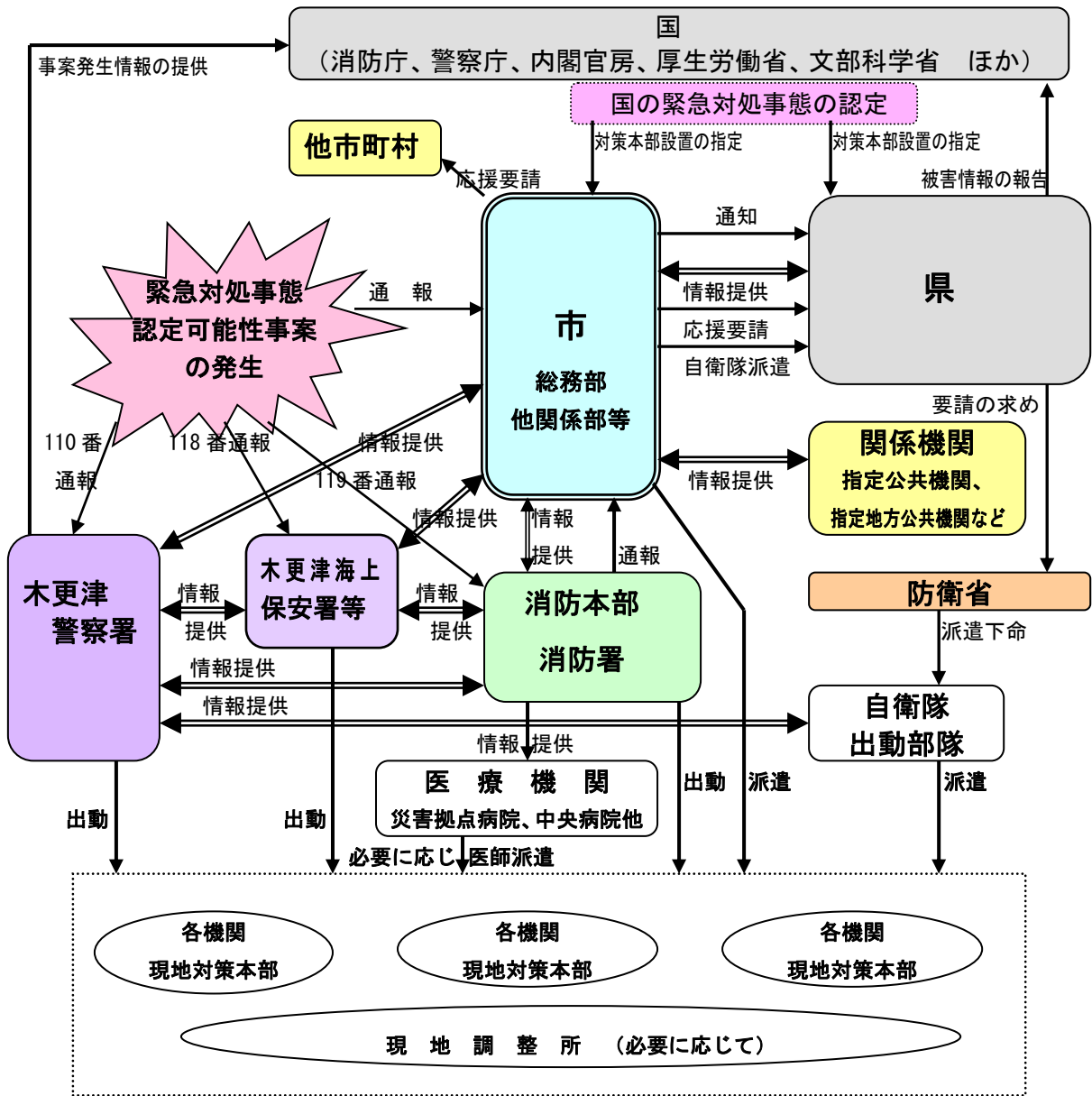
緊急処理事態認定前後における関係機関相互の連携形態は、第2編第1章第2の武力攻撃事態等における連携に準じるが、特に初動対応で重要となるのは、市や県と消防、警察署等の現地対策機関との連携である。

初動時における現地対策関係機関の主な役割は以下のとおりと推定されており、基本的な連携モデルは、次の(2)のとおりと推定される。

(1) 緊急対処事態の認定につながる可能性のある事案（以下、「緊急対処事態認定可能性事案」という。）発生時の主な関係機関の役割

市	情報収集、情報提供、健康相談など
県	情報収集、情報提供、健康相談など
警察署	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、簡易検知、検体採取、原因物質の特定、避難誘導、救助、交通規制、捜査活動など
消防本部	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、一次除染、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージ、二次除染など
自衛隊	捜索及び救出、除染など
木更津海上保安署等	情報収集、情報提供、簡易検知、検体採取、救助、船舶回航指導・支援など

(2) 緊急処理事態認定前後における関係機関連携モデル



2 使用物質別の相互連携モデルと主な役割

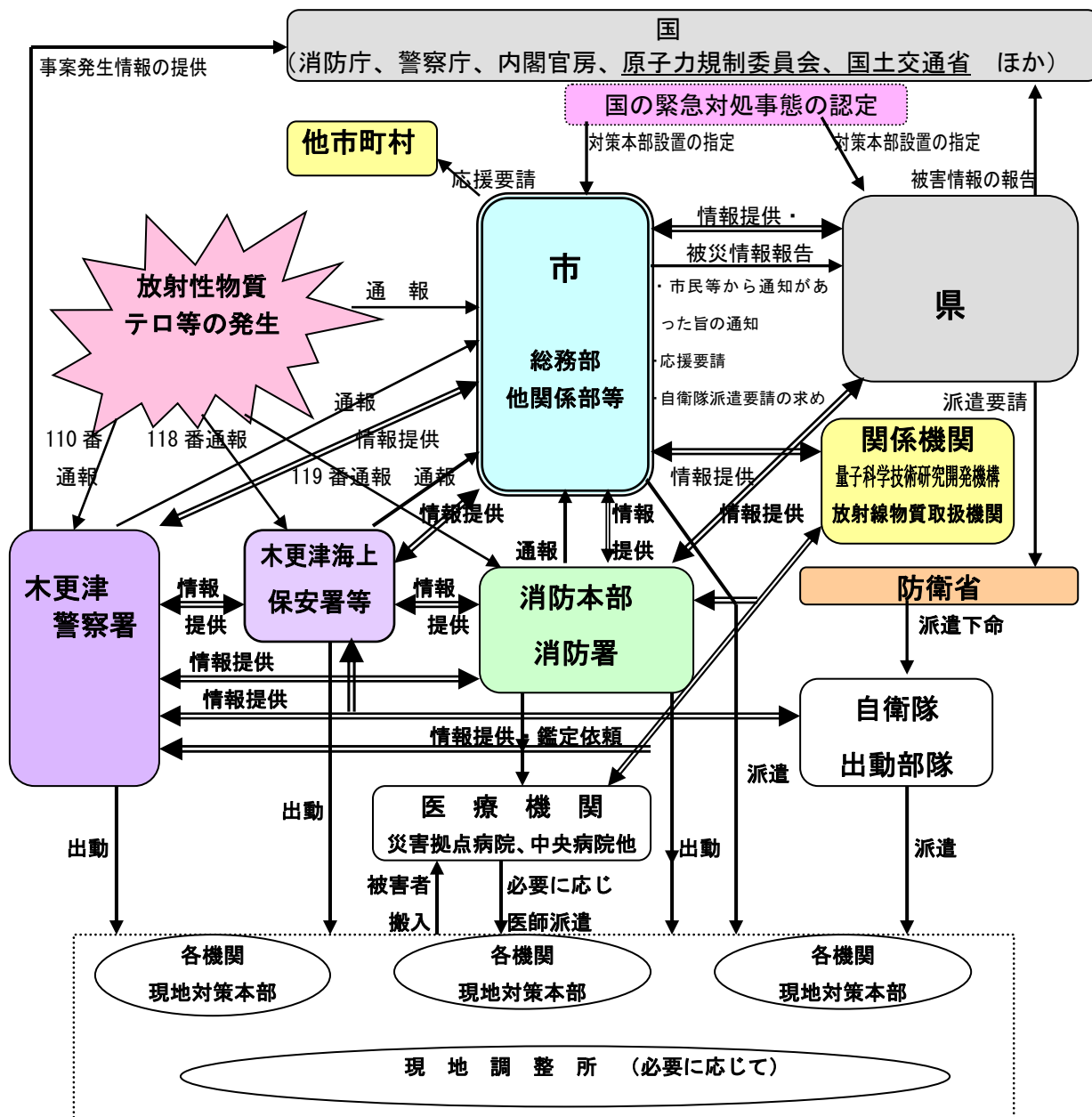
大規模テロなど緊急対処事態認定可能性事案において使用される物質は様々であり、その物資の性質類型ごとの現地対処関係機関の主な役割は以下のとおり想定されており、連携モデル及び発生時の連絡体系図は以下のとおり想定される。

(1) 放射性物質が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下、「放射性物質テロ等」という。）

① 放射性物質テロ等発生時の主な関係機関の役割

市	情報収集、情報提供、健康相談など
国	情報収集、情報提供、専門家の派遣、モニタリングなど
県	情報収集、情報提供、健康相談、モニタリングなど
警察署	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、避難誘導、救助、交通規制、捜査活動など
消防本部	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージ、除染など
自衛隊	捜索及び救出など
木更津海上保安署 等	情報収集、情報提供、救助、船舶回航指導・支援など

②放射性物質テロ等発生時の関係機関連携モデル



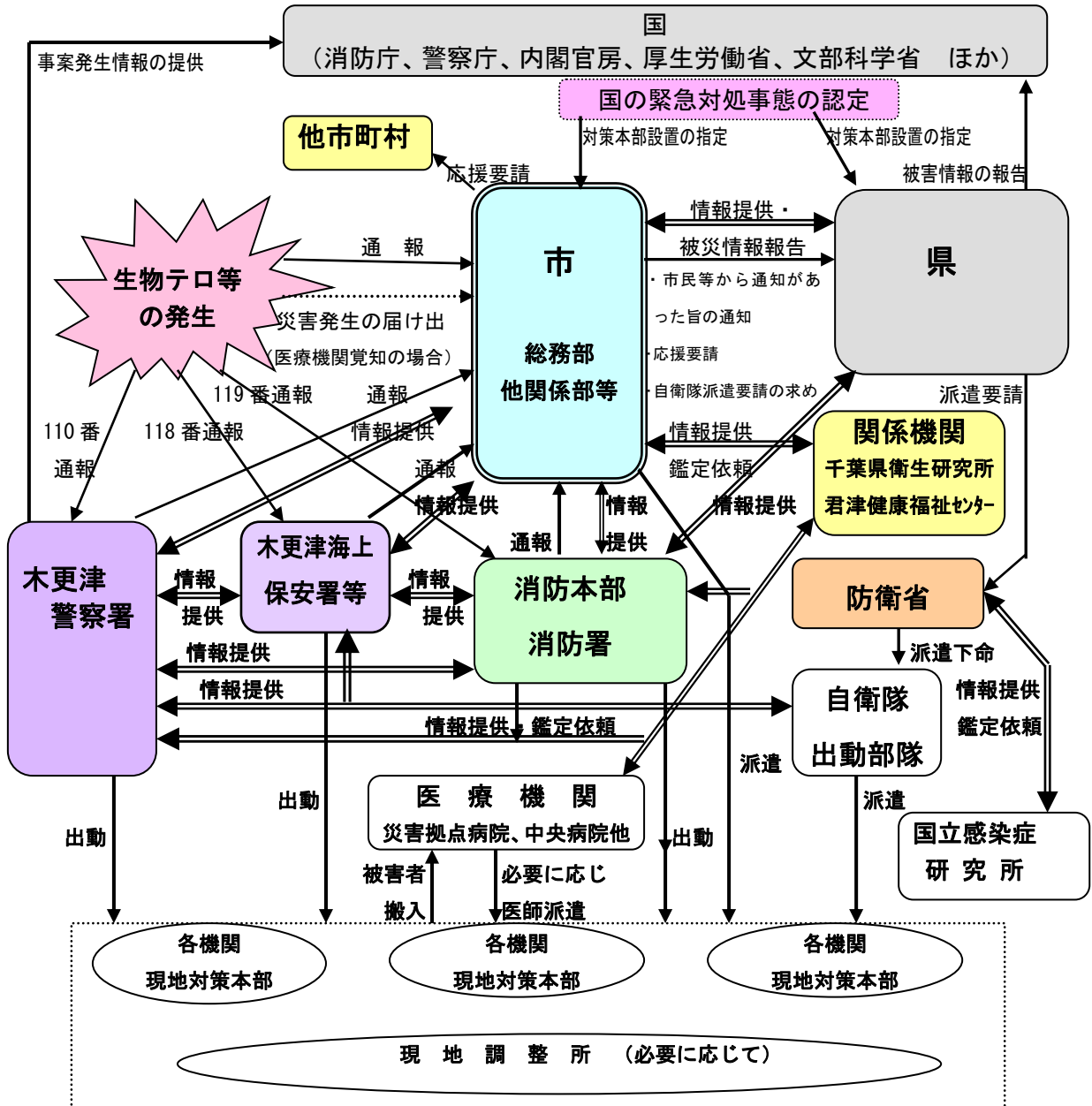
※ 放射性物質テロの事例としては、大規模な被害が想定されるものとしては、輸送中の放射性物質の近くでトラック爆弾（大量の爆発物を積んだ大型車）を爆破させるというような事態が想定される。

(2) 生物剤が使用された緊急処理事態認定可能性事案（以下、「生物テロ等」という。）

① 生物テロ等発生時の主な関係機関の役割

市	情報収集、情報提供、健康相談など
県	情報収集、情報提供、健康相談など
関係機関	感染経路等の調査、生物剤の検出、ワクチン接種（医療機関と協力）、地域・施設等の除染・消毒など
警察署	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、避難誘導、救助、交通規制、簡易検知、検体採取、捜査活動など
消防本部	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、被害者の除染（生物剤を含んだ物質を散布されたときなど）、救急搬送など
医療機関	救急医療、鑑定機関への情報提供・鑑定依頼など
自衛隊	捜索及び救出、除染など
木更津海上保安署等	情報収集、情報提供、簡易検知、検体採取、救急搬送、立入制限など

② 生物テロ等発生時の関係機関連携モデル



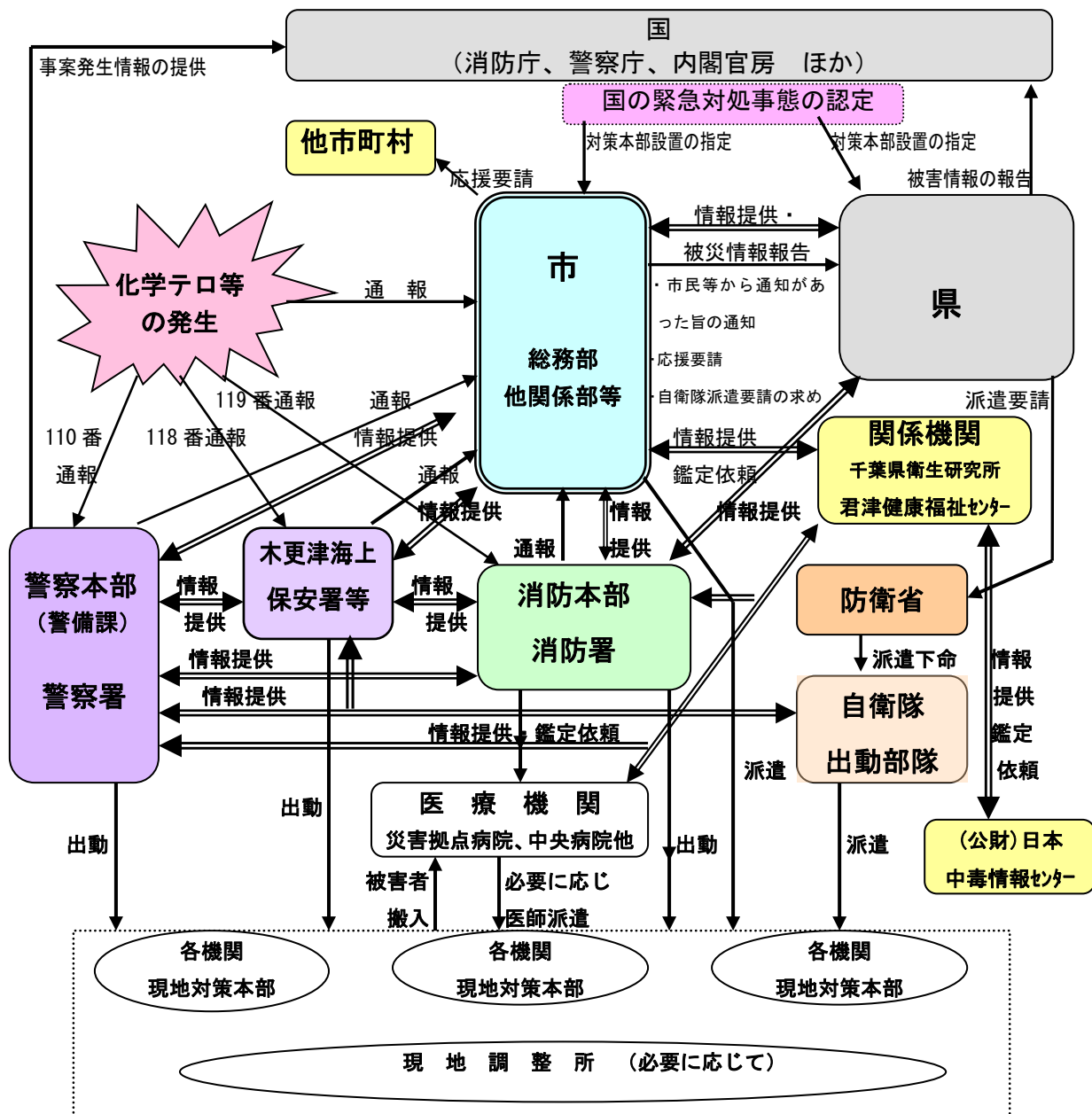
※ ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行なわれた時期、場所等の特定が通常困難であることに留意する。

(3) 化学剤が使用された緊急対応事態認定可能性事案（以下、「化学テロ等」という。）

① 化学テロ等発生時の主な関係機関の役割

市	情報収集、情報提供、健康相談など
県	情報収集、情報提供、健康相談など
関係機関	化学剤の検出、地域・施設の除染・消毒など
警察署	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、交通規制、簡易検知、検体採取、原因物質の特定、捜査活動など
消防本部	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、立入禁止区域等の設定、被害者の一次除染、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送など
医療機関	救急医療、トリアージ、被害者の二次除染、鑑定機関へ情報提供・鑑定依頼など
自衛隊	捜索及び救出、除染など
木更津海上保安署等	情報収集、情報提供、簡易検知、検体採取、救助、船舶回航指導、支援など

② 化学テロ等発生時の関係機関連携モデル

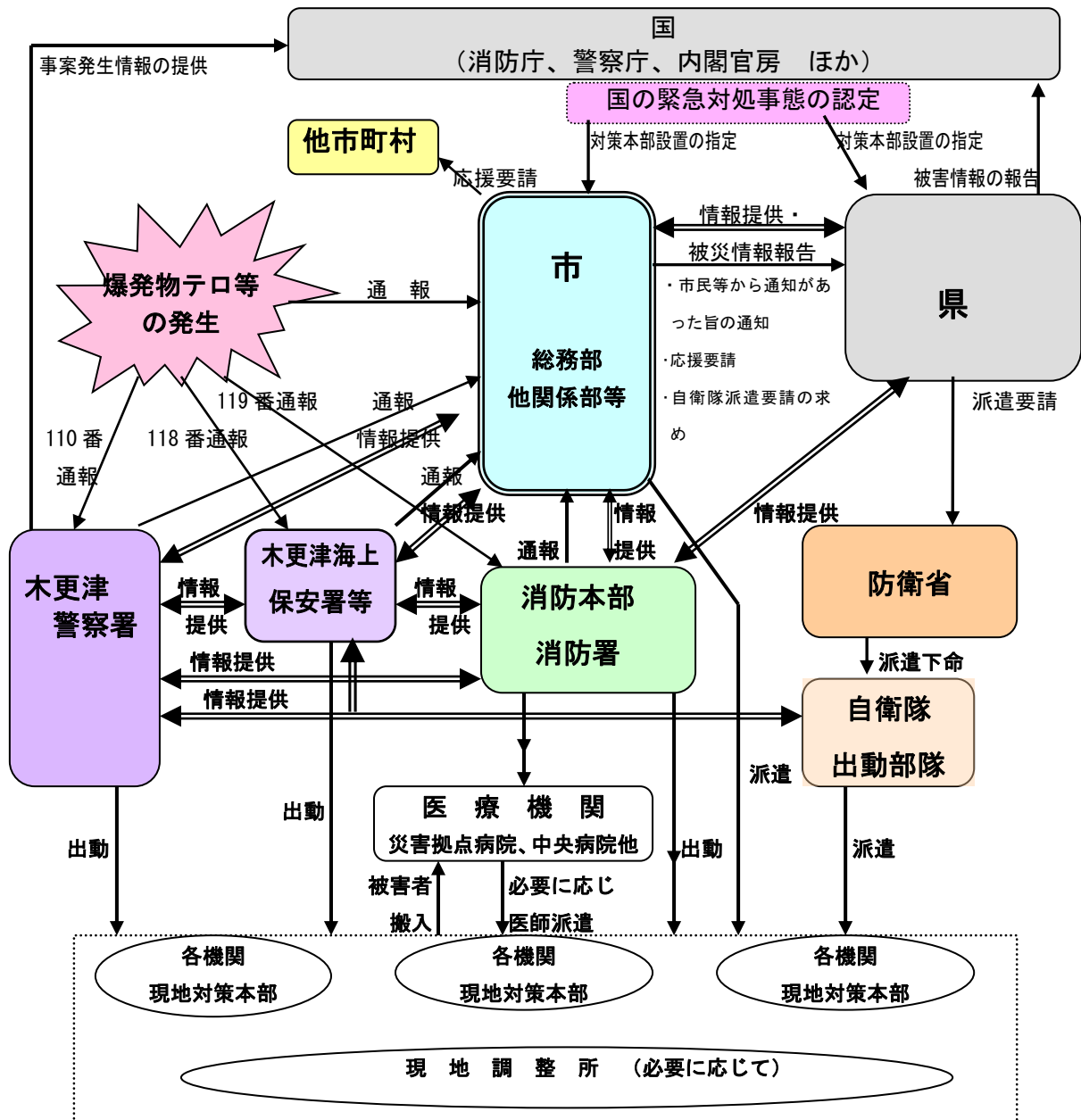


(4) 爆発物が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下、「爆発物テロ等」という。）

① 爆発物テロ等発生時の主な関係機関の役割

市	情報収集、情報提供、健康相談など
県	情報収集、情報提供、健康相談など
警察署	情報収集、情報提供、現場の保存、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、交通規制、捜査活動など
消防本部	情報収集、情報提供、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージなど
自衛隊	捜索及び救出、除染など
木更津海上保安署 等	情報収集、情報提供、救助、救急搬送、船舶回航指導・支援など

②爆発物テロ等発生時の関係機関連携モデル



第5 緊急対処事態への対処上の留意点

《総務部、消防本部》

緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、原則として、武力攻撃事態等への対処に準じて行うこととされているが、例外となる下記の事項に留意を要する。

1 警報の通知・伝達 【基本指針第5章第3節2】

武力攻撃事態等における警報が、通知・伝達対象地域を限定せずに発令されるのに対し、緊急対処事態における警報は、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して通知・伝達対象地域を決定し、この地域に対して発令される点に留意する。

2 赤十字標章等の標章の取扱い

赤十字標章等の特殊標章等は、国際的な武力紛争において使用されるものであることから、武力攻撃事態等における赤十字標章等の標章に関する法の規定は、国際的な武力紛争ではない緊急対処事態には準用されていないので留意する。

3 国民経済上の措置の取扱い

武力攻撃事態が長期にわたる場合を想定した、国民経済上の措置に関する規定（生活関連物質等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定）は、長期にわたるものと想定していない緊急対処事態には準用されていないので留意する。

第5編 復旧等

第1章 応急の復旧

《各部等》

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1. 基本的な考え方【法第139条】

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもお障がいがある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請【法第140条】

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2. 公共的施設の応急の復旧

《各部等》

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設等及びその所有する港湾施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って、県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ、迅速な復旧を行う。

また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

なお、水道・電気・ガス・通信等のライフライン施設が被害を受けた場合、市民の生活機能が著しく損なわれることに留意し、市、県及び指定公共機関等は相互に連携を図りながらこれらの施設の応急復旧が迅速に行われるように努める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1. 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

《各部等》

(1) 国に対する負担金の請求方法【法第168条】

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2. 損失補償及び損害補償

《各部等》

(1) 損失補償【法第159条第1項】

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償【法第160条】

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3. 総合調整及び指示に係る損失の補てん【法第161条第2項】

《総務部》

市の国民保護措置の実施に関し、県対策本部長が市又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対する総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした結果において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

4. 県又は他の市町村等の応援を受けた場合の費用の支弁【法第165条】

《総務部》

市は、国民保護措置等の実施において知事又は他の市町村等の応援を受けた際は、当該応援に要した費用を支弁する。

なお、当該応援を受けて費用を支弁するいとまがない時は、応援をした県又は他の市町村に費用の一時立て替え支弁を求める。

【参考】用語の定義

凡例

【法】…武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)

【事態対処法】…武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改称。)

あ

●NBC 攻撃(エヌ・ビー・シー攻撃)

核兵器(Nuclearweapons)、生物兵器(Biologicalweapons)、化学兵器(Chemicalweapons)を使用した攻撃のことをいう。

●NBC 災害

NBC 攻撃によって引き起こされた、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害のことをいう。

●Em-Net(エム・ネット)⇒●緊急情報ネットワークシステム

か

●基本指針【法第32条第1項】

政府が、武力攻撃事態等に備えて国民保護措置の実施に関し、あらかじめ定めた基本的な方針のことをいう。平成17年3月25日に閣議決定された。

基本指針に基づいて、指定行政機関、都道府県の国民保護計画及び指定公共機関の国民保護業務計画が策定される。さらに、都道府県の計画に基づき、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画が策定される。基本指針は、これらの計画の上位に位置し、指針的な内容が記載されている。

●救援

都道府県知事又は政令指定都市市長が、国民保護計画で定めるところにより、区域内の避難住民や武力攻撃災害等の被災者に対して、衣食住等を確保するために行う措置のことをいう。具体的には、国民保護法第75条第1項に列挙されている避難所等の供与、食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出などである。

●緊急情報ネットワークシステム(=●Em-Net(エム・ネット))

総合行政ネットワーク(LG-WAN)を利用し、国(官邸)と地方公共団体との間で緊急情報の通信(双方向)を行う仕組みであり、メッセージを強制的に相手側に送信して迅速・確実に緊急を要する情報等を伝達する。この際、配信先へのアラーム等による注意喚起、メッセージの送達確認、添付資料の閲覧確認が可能である。

●緊急処理事態【事態対処法第25条】

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。基本指針においては、攻撃対象施設等による分類及び攻撃手段による分類として、それぞれ2つの類型が挙げられている。(第1編第5章20ページ参照)

●緊急処理事態対策本部【法第183条】

緊急対処事態対策本部は、緊急対処事態において、内閣総理大臣から緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定を受けた場合に、当該都道府県及び市町村に設置される。その他、国民保護対策本部に関する規定が準用される。

●緊急対処事態対処方針【事態対処法第 25 条】

緊急対処事態に至ったときに、政府がその対処に関して定める方針のことをいう。

緊急対処事態対処方針が定められて、初めて緊急対処事態の発生が認定され、都道府県緊急対処事態対策本部を設置すべき都道府県及び市町村緊急対処事態対策本部を設置すべき市町村が決定される。

●緊急対処保護措置【法第 178 条】

緊急対処事態において、対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する国民の安全確保等に係る措置のこと。市町村においては、法第 178 条に措置義務が定められている。具体的な措置の内容は、国民保護措置に準じる。

●緊急通報【法第 99 条】

武力攻撃災害や緊急対処事態における災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、都道府県知事が、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときに、国民の保護に関する計画で定めるところにより、発令するものをいう。緊急通報の内容は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の現状及び予測、その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項である。

次に掲げる警報との違いは、発令主体が警報では国の対策本部長(内閣総理大臣)であるのに対し、緊急通報は都道府県知事であること、警報が比較的広範囲の地域を対象とし、場合により地域を特定せず発令されることもあるのに対し、緊急通報は限定された地域を対象としている、といった点である。

一方、住民等への伝達や、放送事業者による放送などは、警報の規定が準用される。

●警報【法第 44 条】

国の対策本部長(内閣総理大臣)が、武力攻撃災害や緊急対処事態における災害から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときに、基本指針及び対処基本方針等で定めるところにより発令するものをいう。警報の内容は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態の現状及び予測、攻撃が迫り又は攻撃が発生したと認められる地域、その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項である。

警報は、直ちに指定公共機関や都道府県知事、市町村長などに通知され、市町村長は、サイレンや防災行政無線等の手段を活用して、速やかに住民等へ伝達することとされている。また、指定公共機関等の指定を受けている放送事業者は、すみやかに警報の内容を放送することとされている。

●現地対策本部

【法第 28 条第 8 項、木更津市国民保護対策本部及び木更津市緊急対処事態対策本部条例第 5 条】

都道府県知事又は市町村長は、それぞれの国民保護計画の定めるところにより、都道府県対策本部又は市町村対策本部に現地対策本部を設けることができる。本市対策本部条例では、市対策本部の副本部長、本部員その他の職員の中から市本部長が指名する者をもって、現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員に充てる、とされている。

●現地調整所

本計画の定めるところにより、市長は、武力攻撃災害や緊急対処事態における災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現地における関係機関(県、消防機関、警察署、海上保安署、自衛隊、医療機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときに、現地調整所を設置することができる。

●国民保護法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」で、平成16年6月14日に成立し、同年9月17日に施行された。

武力攻撃事態等及び緊急対処事態において国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害等への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。

●国民保護協議会【法第39条・第40条】

都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関をいう。市町村国民保護協議会においては、市町村長をもって会長とし、委員は、法第40条第4項各号に掲げる者のうちから市町村長が任命することとされている。

●国民保護計画【法第33条～第35条】

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、都道府県、市町村及び指定行政機関が作成する計画。

国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。

都道府県及び市町村の計画の作成や変更に当たっては、それぞれの国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県計画と指定行政機関は内閣総理大臣に、市町村計画は都道府県知事にそれぞれ協議することになっている。

●国民保護業務計画【法第36条】

指定公共機関が基本指針に基づき又は指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画に基づき作成する計画。

各機関が実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定める。

業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告する。

●国民保護措置【法第16条】

武力攻撃事態等において、対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる措置のこと。

市町村の実施する国民保護措置については、法第16条第1項において、以下の措置が掲げられている。

- ・ 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- ・ 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置

- ・ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ・ 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
- ・ 武力攻撃災害の復旧に関する措置

●**国民保護対策本部【法第 25 条～第 31 条】**

国民保護対策本部は、武力攻撃事態等において、内閣総理大臣から国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体の指定を受けた場合に、当該都道府県及び市町村に設置される。市町村国民保護対策本部においては、市町村長をもって対策本部長とし、法第 28 条第 4 項各号に掲げる者をもって本部員とする。所掌事務は、市町村が実施する当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務とされている。

さ

●**J-ALERT（ジェイ・アラート）⇒●全国瞬時警報システム**

●**指定行政機関**

内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもので、平成 29 年 4 月現在、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁が指定されている。（事態対処法施行令第 1 条（平成 29 年政令第 40 号）

●**指定公共機関**

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている。

平成 30 年 4 月現在 116 機関が指定されている。

●**指定地方行政機関**

指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるものをいう。具体的には、沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局が指定されている。

●**指定地方公共機関**

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

千葉県では平成 31 年 1 月現在、31 事業者を指定している。

●**事態対処法⇒●武力攻撃事態対処法**

●**生活関連等施設【法第 102 条】**

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設(危険物を取扱う施設等)をいう。

●赤十字標章

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書第8条(1)に定められている、白地に赤十字の標章のこと。同議定書において、医療要員、医療組織等が赤十字標章を使用することにより、敵国の攻撃から保護されることが定められている。赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律(赤十字標章法)にて、赤十字標章の濫用が定められている。一方、国民保護法第157条では、濫用禁止の解除規定として、指定行政機関の長、都道府県知事又は政令指定都市市長が医療関係者等に対して赤十字標章を交付し使用させることができる旨、定めている。

●石油コンビナート等防災計画

石油コンビナート等災害防止法第31条に基づき作成される計画。千葉県においては、東京湾岸の千葉県石油コンビナート等特別防災区域に係る災害防止等のため、千葉県石油コンビナート等防災計画が定められている。

●全国瞬時警報システム(=●J-ALERT(ジェイ・アラート))

津波警報や緊急地震速報、弾道ミサイル情報など対処に時間的余裕のない緊急情報を通信衛星(地域衛星通信ネットワーク)を用いて国(消防庁)から送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するなどして、住民に緊急情報を瞬時に伝達することが可能とするシステムのこと。

た

●対処基本方針【事態対処法第9条】

武力攻撃事態等に至ったときに、政府がその対処に関して定める基本的な方針のことをいう。

対処基本方針が定められて、初めて武力攻撃事態等の発生が認定され、都道府県国民保護対策本部を設置すべき都道府県及び市町村国民保護対策本部を設置すべき市町村が決定される。

●対処措置【事態対処法第2条第7号】

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。

(1)武力攻撃事態等を終結させるために、その推移に応じて実施する措置。

具体的には、自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開などがあげられる。

(2)武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等の推移に応じて実施する措置。

具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置などがあげられる。

●地域防災計画

災害対策基本法の規定により作成する計画で、都道府県防災会議は都道府県地域防災計画を、市町村防災会議は市町村防災計画を作成する。自然災害及び大規模事故災害への対処を定めており、国民保護計画が対象とする事象とは異なるが、災害の態様及び対処において類似性があることから、本市においては、木更津市国民保護計画には武力攻撃事態等及び緊急対処事態における特有の事項を定め、木更津市国民保護計画に定めのない事項については木更津市地域防災計画の定め例により対応することとしている。

●特殊標章【法第 158 条】

ジュネーブ諸条約第一追加議定書第 66 条 3 に定められている、オレンジ色地に青の正三角形の標章のこと。同議定書において、文民保護の任務に従事する者が特殊標章を使用することにより、敵国の攻撃から保護されることが定められている。

国民保護法第 158 条では、濫用禁止規定を置くとともに、都道府県知事又は政令指定都市市長が国民保護措置等に係る職務を行う者等に対して特殊標章を交付し使用させることができる旨、定めている。

●トリアージ

災害発生時など多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度により傷病者を選別し、治療優先順位を決定することをいう。

は

●避難行動要支援者

本計画においては、避難行動要支援者を「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者」を避難行動要支援者と定義している。

●避難住民等

国民保護法においては、避難住民及び被災者のことを指す。

●避難先地域

住民の避難先となる地域のことをいう。(住民の避難の経路となる地域を含む。)

国の対策本部長(内閣総理大臣)は、避難措置の指示を行う場合には、避難先地域を示すこととされている。(法第 52 条第 2 項第 2 号)

●避難施設【法第 148 条】

住民の避難及び避難住民等の救援の用に供する施設として、都道府県知事又は政令指定都市市長があらかじめ指定した施設のことをいう。

●避難所

国民保護法においては、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成 16 年厚生労働省告示)の第 2 条第 1 号に示されたものをいう。武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、都道府県知事又は政令指定都市市長が、あらかじめ指定した避難施設その他適切な場所に避難所を開設することとなるが、具体的には公民館や体育館などに開設することが想定される。

●避難実施要領【法第 61 条】

都道府県知事から避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める要領のことをいう。市町村長は、避難実施要領を定めたときは、直ちに住民等に通知することとされている。

●**武力攻撃【事態対処法第2条第1号】**

我が国に対し、外部から、国又は国に準ずる者により、組織的・計画的に行われる武力攻撃をいう。

●**武力攻撃災害【法第2条第4項】**

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のことをいう。

●**武力攻撃事態【事態対処法第2条第2号】**

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

●**武力攻撃事態対処法**

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」で、平成15年6月6日に成立し、同月13日に施行された。

武力攻撃事態等(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態)への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。

この法律の規定を受け、国民保護法ほか有事関連七法が整備された。

●**武力攻撃事態等【事態対処法第1条】**

武力攻撃事態と武力攻撃予測事態のことをいう。

●**武力攻撃事態等対策本部【事態対処法第10条】**

対処基本方針が定められたときに、当該方針に係る対処措置の実施を推進するため、閣議にかけて臨時に内閣に設置される組織をいう。

国の行政機関が実施する対処措置を統括するだけでなく、地方公共団体や指定公共機関の実施する対処措置についても総合的に推進する。

●**武力攻撃予測事態【事態対処法第2条第3号】**

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

●**ヘリコプターテレビ伝送システム**

ヘリコプターに搭載したTVカメラで地上の災害現場の状況などを撮影し、地上に伝送するシステムで、ヘリコプター特有の振動を補正し、警察本部に安定した映像を送ることができ、ヘリコプターならではの機動力を活かして、災害現場の確認や交通情報の収集に威力を発揮する。テレビを見ていると時々空から撮影した映像が放映されるが、ほとんどが同じようなシステムで撮影されている。

や

●**有事関連三法(武力攻撃事態関連三法)**

- ・武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(事態対処法又は武力攻撃事態対処法)
 - ・安全保障会議設置法の一部を改正する法律
 - ・自衛隊法及び防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律
- の三法を指す。

●**有事関連七法**

武力攻撃事態対処法の規定を受け、平成 16 年 6 月 14 日に成立した法律を一般的に有事関連七法という。具体的には、以下の 7 法を指す。

- ・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)
- ・武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(米軍行動関連措置法)
- ・武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(海上輸送規制法)
- ・自衛隊法の一部を改正する法律
- ・武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律(特定公共施設利用法)
- ・武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律(捕虜取扱い法)
- ・国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律(国際人道法違反処罰法)

●要配慮者

本計画においては、要配慮者を「災害に対し自分の身体・生命を守るための対応力が不十分な高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義している。国民保護措置等の実施に当たっては、特段の配慮が必要とされる。

●要避難地域【法第 52 条第 2 項】

住民の避難が必要な地域のことをいう。

国の対策本部長(内閣総理大臣)は、避難措置の指示を行う場合には、要避難地域を示さなければならない。